

# はじめに

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国や都道府県、市町村が自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にある等、着実に成果を上げております。



しかし、依然として、全国的にも毎年尊い命が失われ、憂慮すべき事態は続いています。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、その中で、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

こうしたことから、本町では、国の自殺総合対策大綱を踏まえ、自殺対策を効果的に進めるため、「日出町自殺対策計画」を策定することとしました。

この計画は基本理念を「地域を活性化し、町民が元気に生活できる町」とし、具現化に向け3つの基本的視点のもとで5つの基本政策に取り組むこととしております。

今後は、この計画に基づき、誰もが自殺に追い込まれることがなく、お互いが命を大切にしあえる社会を実現するために、様々な施策を推進してまいります。

町民の皆さまには、自殺に対する関心と理解を深め、周囲の人への寄り添いや支えあいに、今後ともより一層ご協力をいただきますようお願いいたします。

本計画の策定に際しまして、貴重なご意見やご提案をいただきました日出町自殺対策連絡協議会委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様、そしてパブリックコメントにご協力をいただきました町民の皆様に対し、厚くお礼を申し上げます。

平成31年3月

日出町長 本田博文



# 目 次

<b>第1章 計画の趣旨等</b> .....	1
1. 趣旨 .....	1
2. 国の政策動向 .....	2
3. 計画の期間 .....	5
4. 計画の数値目標 .....	5
<b>第2章 現状からみえる本町の特徴</b> .....	6
1. 人口動向 .....	6
2. 人口動態 .....	7
3. 日出町の自殺者の特徴 .....	8
<b>第3章 上位・関連計画からみた課題</b> .....	19
1. 上位・関連計画との整合と課題 .....	19
<b>第4章 いのち支える自殺対策の体系</b> .....	24
1. 基本理念 .....	24
2. 計画の基本的視点 .....	25
3. 基本政策 .....	25
4. 重点施策 .....	27
5. 施策の体系 .....	29
<b>第5章 いのち支える自殺対策の展開</b> .....	30
1. 基本政策 .....	30
(1) 地域におけるネットワークの強化 .....	30
(2) 自殺対策を支える人材の育成 .....	31
(3) 住民への啓発と周知 .....	36
(4) 生きることの促進要因への支援 .....	38
(5) 児童生徒の援助希求に関する教育 .....	44
2. 重点施策 .....	46
(1) 若年層対策 .....	46
(2) 高齢者対策 .....	48
(3) 無職者・失業者対策 .....	50
(4) 生活困窮者対策 .....	51
(5) 勤務・経営対策 .....	52
(6) 自殺手段対策 .....	53

<b>第6章 自殺対策の推進体制等</b> .....	55
1. 自殺対策の推進体制（計画の推進主体と連携の強化） .....	55
2. PDCAマネジメントの仕組み .....	56
<b>参考資料</b> .....	57
1 日出町自殺対策連絡協議会設置要綱 .....	57
2 日出町自殺対策連絡協議会委員名簿 .....	59
3 自殺対策連絡協議会実務者部会設置要項 .....	60
4 自殺対策連絡協議会実務者部会委員名簿 .....	61
5 日出町自殺対策推進本部設置規程 .....	62
6 日出町自殺対策推進本部本部員名簿 .....	64
7 日出町自殺対策推進本部推進委員名簿 .....	65
8 策定の経過 .....	66

# 第1章 計画の趣旨等

## 1. 趣旨

我が国の自殺者数は、1998年以降年間3万人を超え、その後も高い水準が続いていましたが、2012年には15年ぶりに3万人を下回り、現在2.1万人にまで減少してきています。しかし、いまだに自殺者数は年間2万人を超えており、人口10万人当たりの自殺者数（自殺死亡率）は、主要先進7か国の中では最も高くなっています。自殺対策は、2006年に自殺対策基本法が制定され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した成果があがっています。

本町においても、死亡者に含まれる自殺者の割合は減少傾向にありますが、毎年、数名の方々が私たちの近くで自らの命を絶っています。自殺は、自殺に追い込まれた本人はもとより、遺された家族、友人、仕事仲間等、深刻な影響を受ける方も多く、また、自殺未遂者は既遂者の10倍を超えと言われ、自殺という問題が地域社会に及ぼす影響は極めて大きいものとなっています。

自殺には様々な要因や誘因があり、一つの対策だけで自殺を減らすことは困難なことが明らかになってきました。自殺を予防するためには、「健康問題」「経済・生活問題」「家庭問題」等様々な問題に対する取り組みが必要です。また、本人に対してだけでなく、家庭、学校、職場、地域、民間団体等が連携して、その防止に取り組むべき課題と言えます。

2016年4月、自殺対策基本法が改正され、その示す基本的な方向は変わらないものの自殺対策のより一層の推進と、より具体的・実効的な計画の必要性が謳われました。これを受け、本町においても、現在まで行ってきた取り組みの成果や地域の課題を踏まえ、整理することで、今後、6年間の自殺対策の方向性を示す「日出町自殺対策計画」を策定することにしました。

自殺対策とは、すべての町民が「自分自身を肯定して生きられる」地域づくりです。この計画は、自殺者数をさらに減らすため、自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。さらに、制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人等を地域において早期に発見し、確実に支援していくため、地域住民と公的な関係機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組や、対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させ、自殺は「誰でも起こりうる危機」という認識の醸成を図ります。

『地域を活性化し、町民が元気に生活できる町』の実現を目指すため、町民の一人ひとりが自殺対策の主役となり、つながりを持ち、社会全体で自殺リスクを低下させるよう、地域レベルの実践的な取組を中心とした計画とします。

---

※本計画での取組事業は、喫緊の課題に対応する等、優先して取り組むべき事業について掲載しており、今後の見直し等によって新たな取組事業の追加等を検討していきます。

## 2. 国の政策動向

2016年4月に自殺対策基本法が施行され、都道府県、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

### (1) 法的根拠

#### ① 自殺対策基本法改正

2016年4月に施行された自殺対策基本法の改正条項は、目的規定の改正（第1条）、基本理念の追加（第2条第1項・第5項）、国の責務の改正（第3条第3項）、自殺予防週間・自殺対策強化月間（第7条）、関係者の連携協力（第8条）、都道府県自殺対策計画等（第13条）、都道府県、市町村に対する交付金の交付（第14条）、調査研究等の推進・体制の整備（第15条）、人材の確保等（第16条）、心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等（第17条）、医療提供体制の整備（第18条）、必要な組織の整備（第25条）となっています。

#### ② 第十三条で都道府県、市町村に自殺対策計画の策定が義務化

##### ■ 自殺対策基本法 第十三条 ■

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。

## (2) 新しい自殺総合対策大綱のポイント

### ① 自殺総合対策の基本理念

#### ～自殺総合対策の基本理念～

#### 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（疲労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等）」を減らし、「生きることの促進要因（自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるよう地域レベルの実践的な取組を中心とするものへと、転換を図っていくことが必要です。

### ② 自殺総合対策大綱の見直しのポイント

#### 総論

##### ■ 関連施策の有機的な連携

- ・自殺対策を「対人支援のレベル／地域連携のレベル／法律・大綱・地域計画のレベル」において強力的に、かつ総合的に推進する
- ・「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度等と連携し、包括的な生きる支援につなげる
- ・施策の連動性を高めて、適切な精神保健医療福祉サービスを提供
- ・妊産婦支援施策等との連携

##### ■ 地域レベルの実践的な取組

- ・自殺総合対策推進センターが提供する「自殺実態プロファイル」や「政策パッケージ」を地域自殺対策計画の策定に活用
- ・地域自殺対策推進センターが、管内市町村のエリアマネージャーとして、計画の策定・進捗管理・検証等を支援
- ・孤立を防ぐ居場所づくり、支援者への支援

#### 個別施策

##### ■ 若者の自殺対策のさらなる推進

- ・「SOSの出し方教育」の推進
- ・スクールカウンセラー等の配置の推進・資質向上
- ・ICTも活用した若者へのアウトリーチ策強化
- ・居場所づくり、身近な者を含めた支援者への支援

##### ■ 勤務問題による自殺対策の更なる推進

- ・「働き方改革実行計画」も踏まえて長時間労働の是正やパワーハラスメントの防止等を推進
- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・産業保健と地域保健の連携を推進

##### ■ 各種施策の推進

- ・遺族等への情報提供、遺児等支援の推進

#### 施策の推進体制

##### ■ PDCAサイクルの推進

- ・自殺総合対策推進センターや全国の地域自殺対策推進センターによる強力的な支援を通じた地域自殺対策PDCAサイクルの推進
- ・新大綱では施策の担当府省を明記し、補助的な評価指標を盛り込むことを検討

##### ■ 数値目標の設定

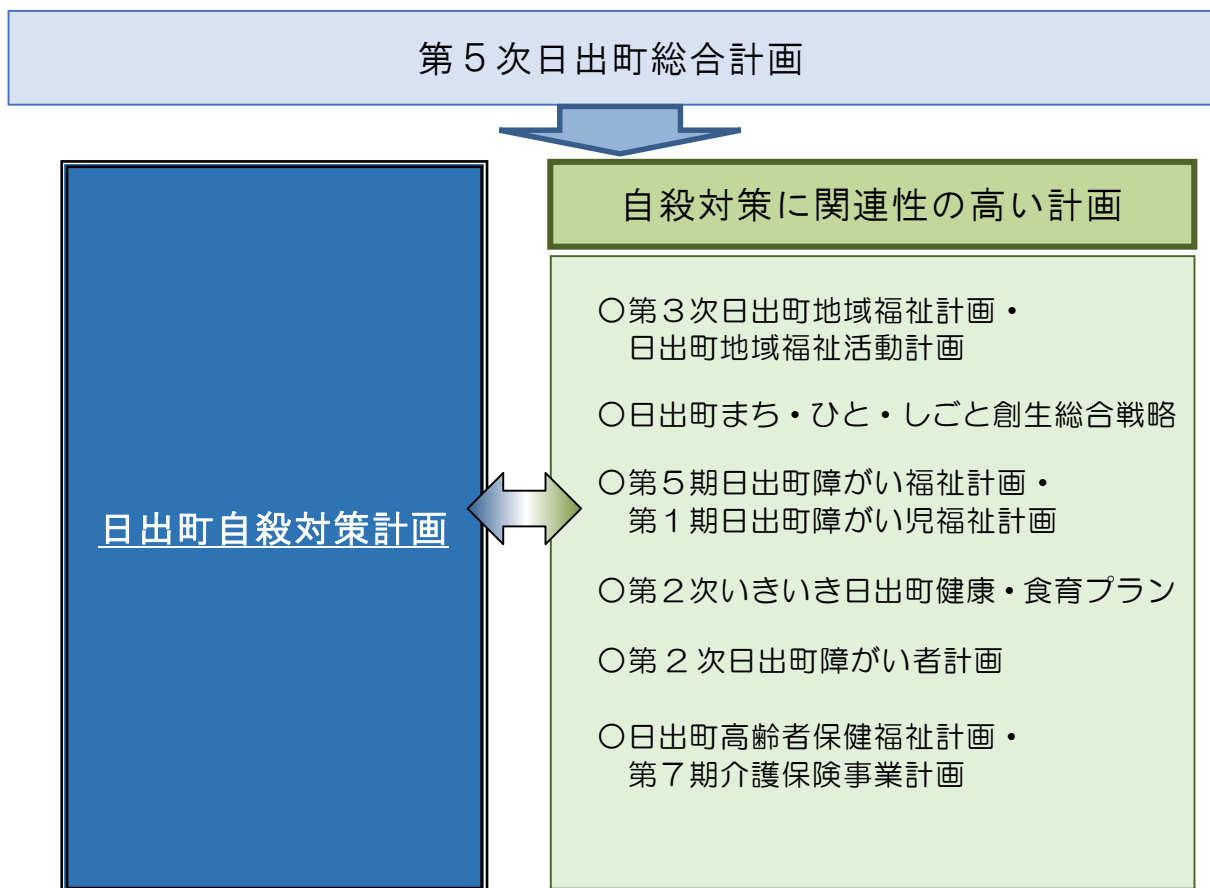
- ・現目標 10年で自殺死亡率を20%以上減少
- ・今後10年間の目標：先進諸国の現在の水準まで減少することを目指し、自殺死亡率を平成27年比で30%以上減少  
(平成27年 18.5 ⇒ 13.0 以下)

### (3) 各分野計画との連携関係について

国・県の関連計画をはじめ、上位計画である第5次日出町総合計画との整合を図ります。

また、自殺対策に関連性の高い計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画、日出町まち・ひと・しごと創生総合戦略、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、いきいき日出町健康・食育プラン、日出町障がい者計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等）の個別具体的な福祉分野の計画との整合性に関しては、自殺対策の推進を図るための方向付けのための整理に留め、具体的な事業内容に関しては、個別計画にゆだねることとします。

#### ■ 日出町自殺対策計画と関連計画との関係 ■





### 3. 計画の期間

自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、2019年度から2024年度までの6年間を計画期間とする「日出町自殺対策計画」を策定します。その間、社会情勢の著しい変化等により必要性が生じた場合は、計画の見直しを柔軟に行うものとします。

### 4. 計画の数値目標

#### 評価指標

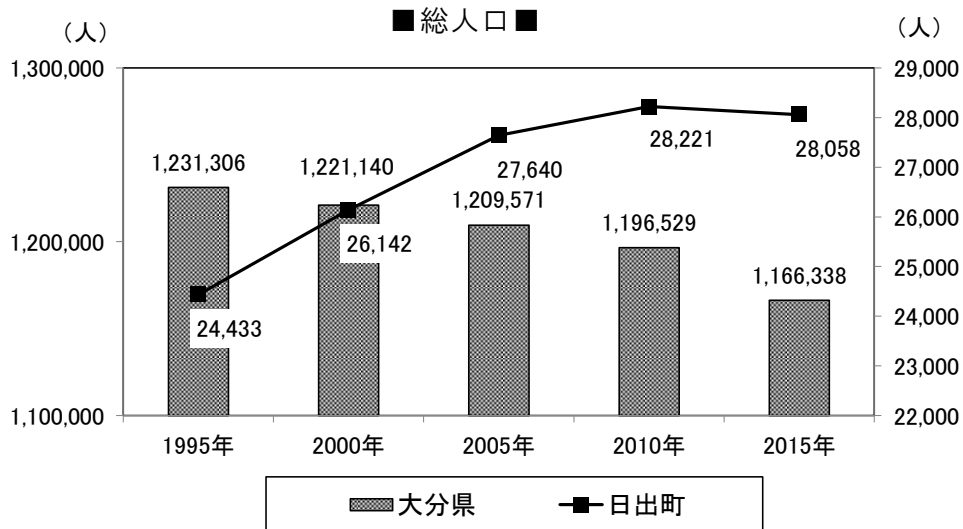
指標名	実績値 (2017年)	中間目標値 (2021年)	目標値 (2024年)
自殺死亡率を平成24年から平成29年の平均値と比較して30%以上減少	18.0	15.3	12.6以下

## 第2章 現状からみえる本町の特徴

### 1. 人口動向

#### (1) 総人口の推移

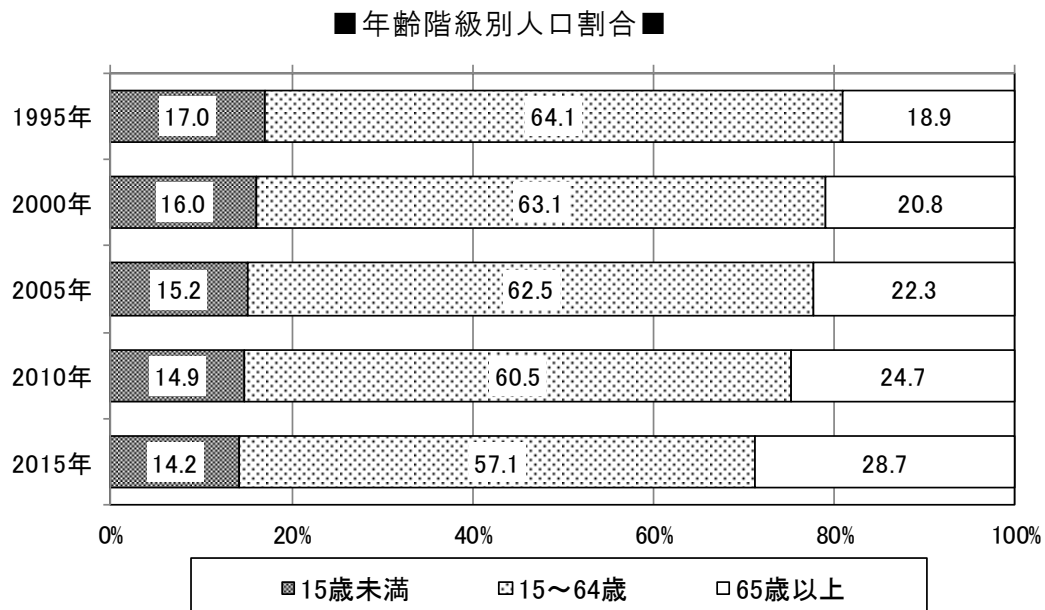
本町は2010年まで人口増加が続いていましたが、2015年には減少に転じ、2010年の28,221人に比べ163人減少して、28,058人となっています。



資料：国勢調査

#### (2) 年齢階級別人口の推移

本町では、65歳以上人口の割合が増加し、15歳未満、15～64歳人口の割合が減少しており、2015年には、65歳以上の高齢者が約3割を占めています。



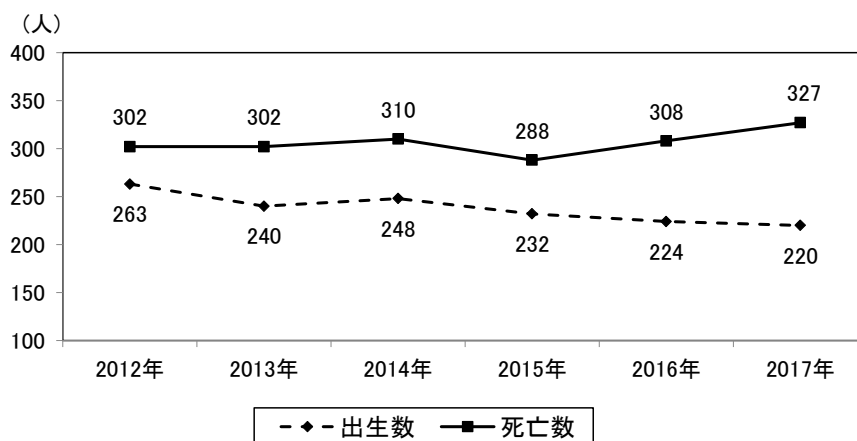
資料：国勢調査

## 2. 人口動態

### (1) 出生数・死亡数の推移

本町の出生数は、ここ3年間では230人前後で推移しており、2017年には220人となっています。一方、死亡数は、概ね300人前後で推移しており、2017年には327人となっています。2017年時点で約100人の自然減となっています。

■ 出生数・死亡者数の推移 ■

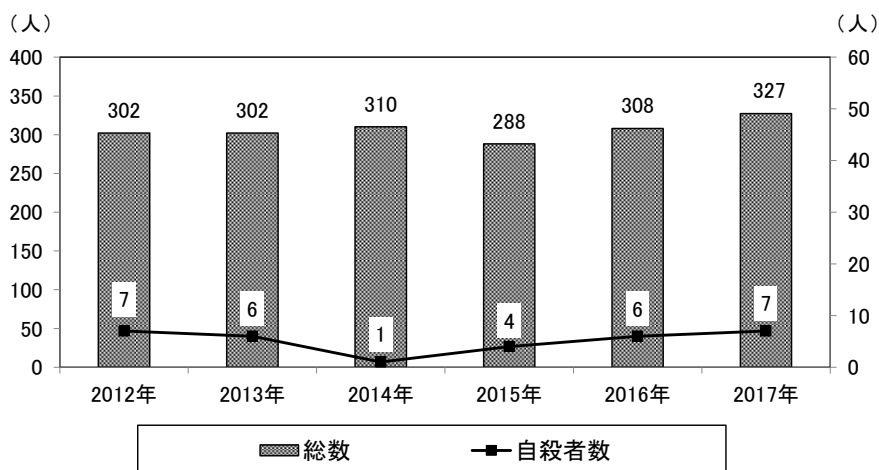


資料：保健統計年報

### (2) 死因別死亡者数の推移

本町では、ここ6年間でみると、毎年約300人の死亡者のうち、多い時には7人の方が自殺によって亡くなられています。死亡者数に含まれる自殺者数の割合は、2012年、2013年の2年間で約2.1%ですが、2016年、2017年の2年間は約2.0%の割合で推移しています。

■ 死因別死亡者数の推移 ■



資料：地域における自殺の基礎資料

※「保健統計年報」は「自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理」、一方、後述する「地域における自殺の基礎資料」は警察庁の自殺統計をもとにしており、「自殺であると判明した時点で計上」となっており、結果が異なることがある。

### 3. 日出町の自殺者の特徴

以下に使用する統計データは「地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）」の2012年から2017年までの6年分のデータ（自殺日・住居地無ベース）です。

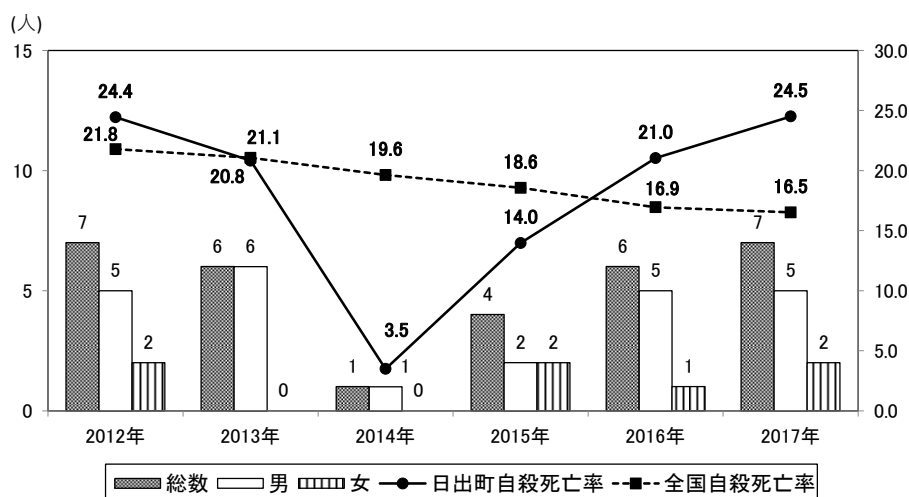
#### （1）自殺者数・自殺死亡率（人口10万対）の推移

本町の自殺者数は、2012年の7人以降、2014年に1人と目立って少なくなりましたが、2017年には7人となっています。

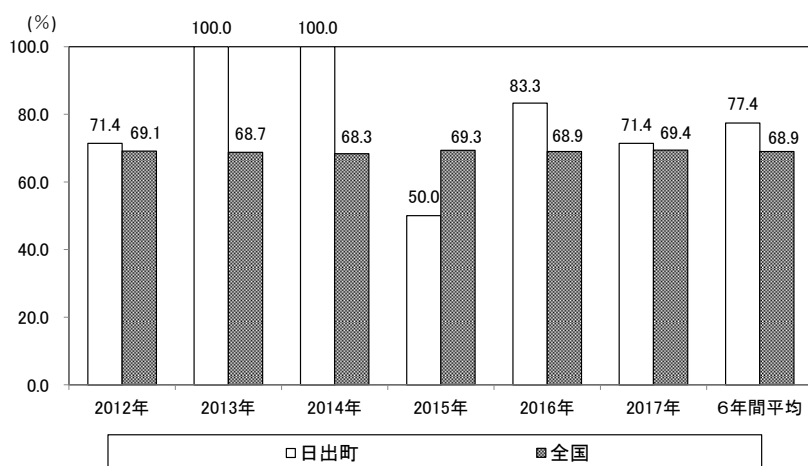
男女別では、この6年間平均では77.4%、4人に3人は男性となっており、6年間の全国平均68.9%に比べ約8ポイント高くなっています。

自殺死亡率<sup>※</sup>は、2017年には24.5となっており、全国と比べ8ポイント高くなっています。

■自殺者数・自殺死亡率の推移■



■自殺者に占める男性の割合の推移■



※自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数のこと。

## (2) 年代別の状況

### ① 自殺者の年代構成

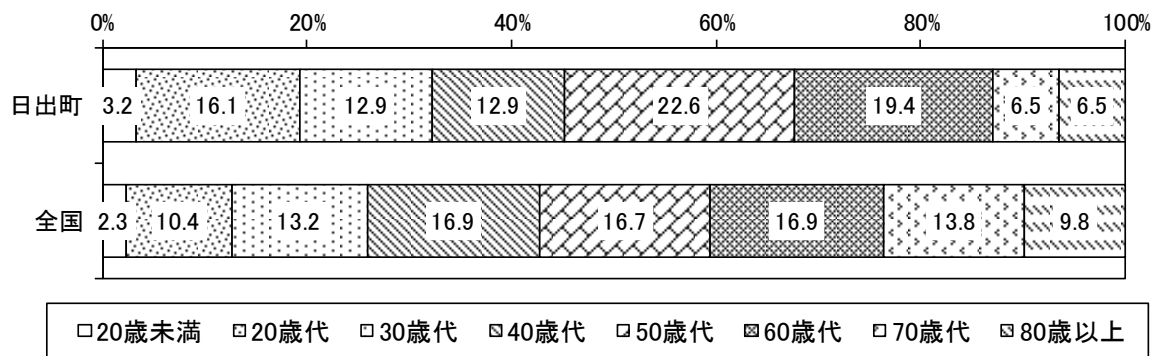
自殺者の年齢構成をみると、全体では20歳代、50歳代、60歳代において、全国平均を上回っています。

性別では、男性はほぼ、全体の傾向と同様に、20歳代、50歳代、60歳代の各年代が目立っています。

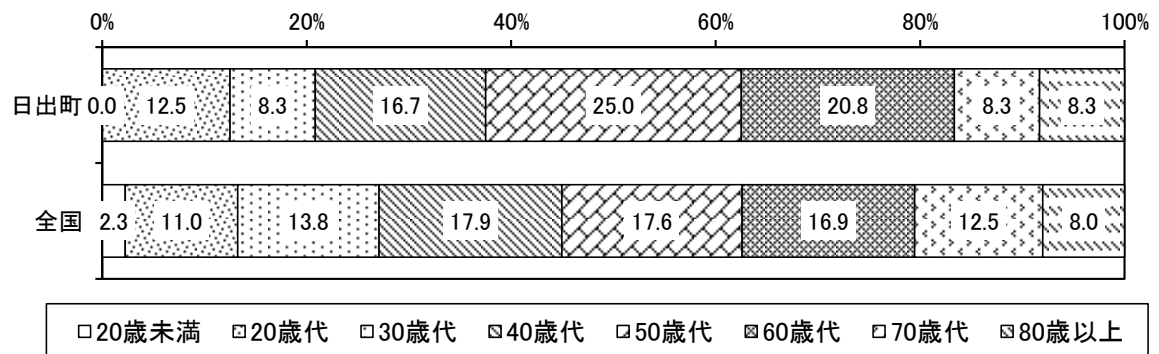
女性は、20歳未満、20歳代、30歳代が、全国平均を上回っています。

■ 自殺者の年代構成 (2012年～2017年合計) ■

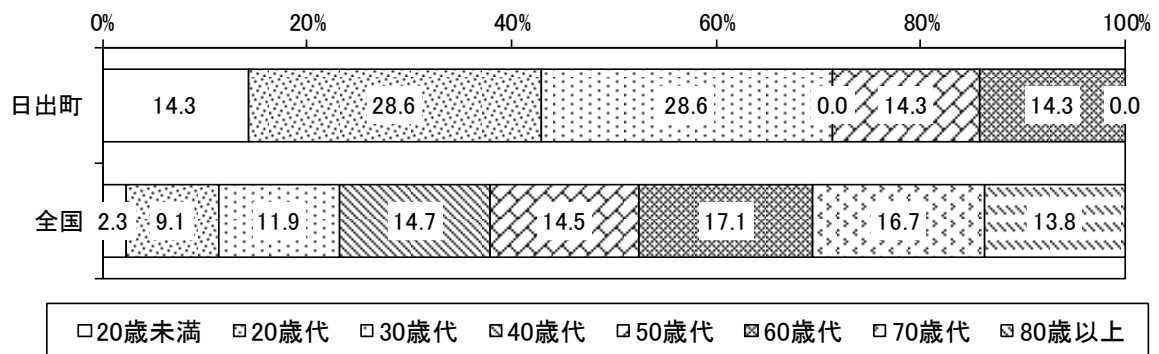
#### 【全体】



#### 【男性】

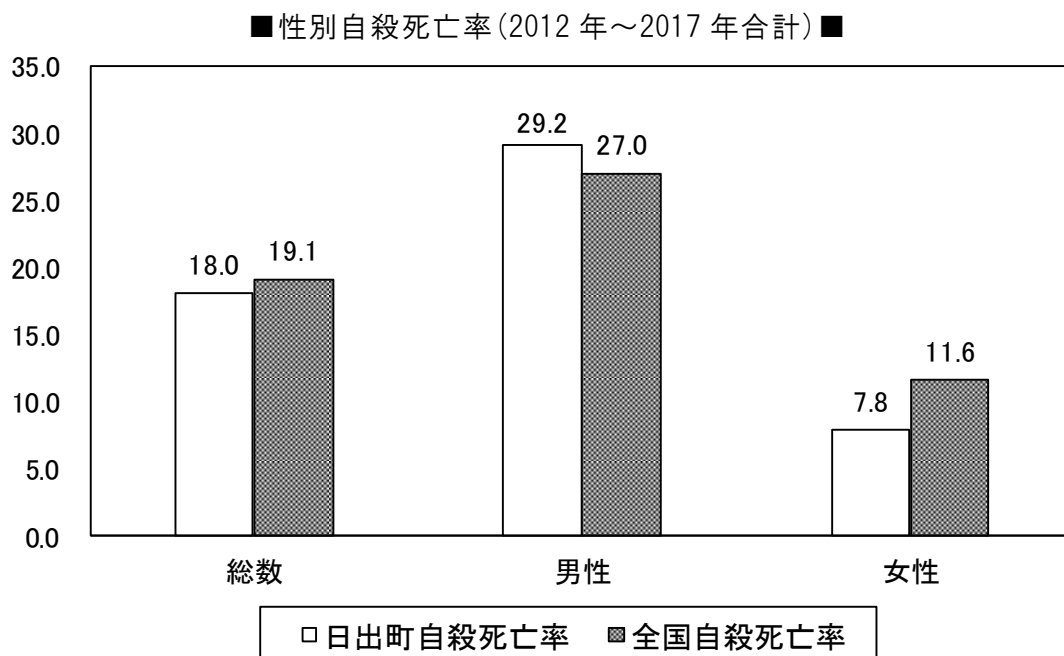


#### 【女性】



## ②性別・年代別の自殺死亡率

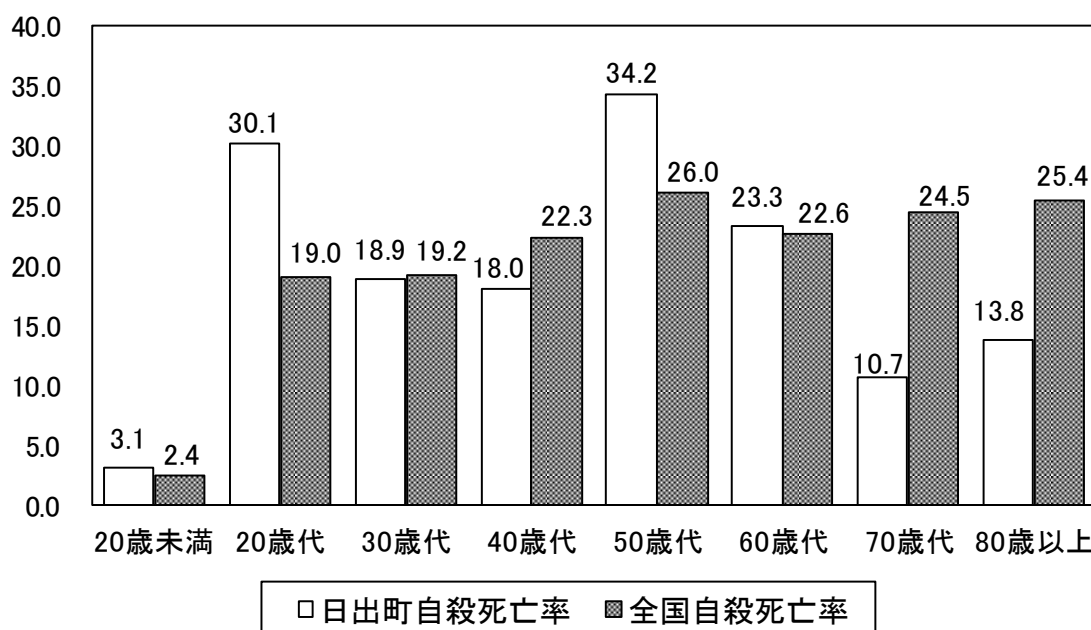
性別の自殺死亡率をみると、全体としては 18.0 とほぼ全国並みですが、男性は 29.2 と全国平均の 27.0 に比べ高く、反対に女性は全国平均の 11.6 に対し、7.8 と低くなっています。



年代別でみると、全体では、最も自殺死亡率が高いのは 50 歳代の 34.2、ついで 20 歳代の 30.1、60 歳代の 23.3 となっています。全国平均と比べると、構成比と同様に、50 歳代、20 歳代の 2 つの年代層で相対的に多くなっています。

■年代別自殺死亡率(2012年～2017年合計)■

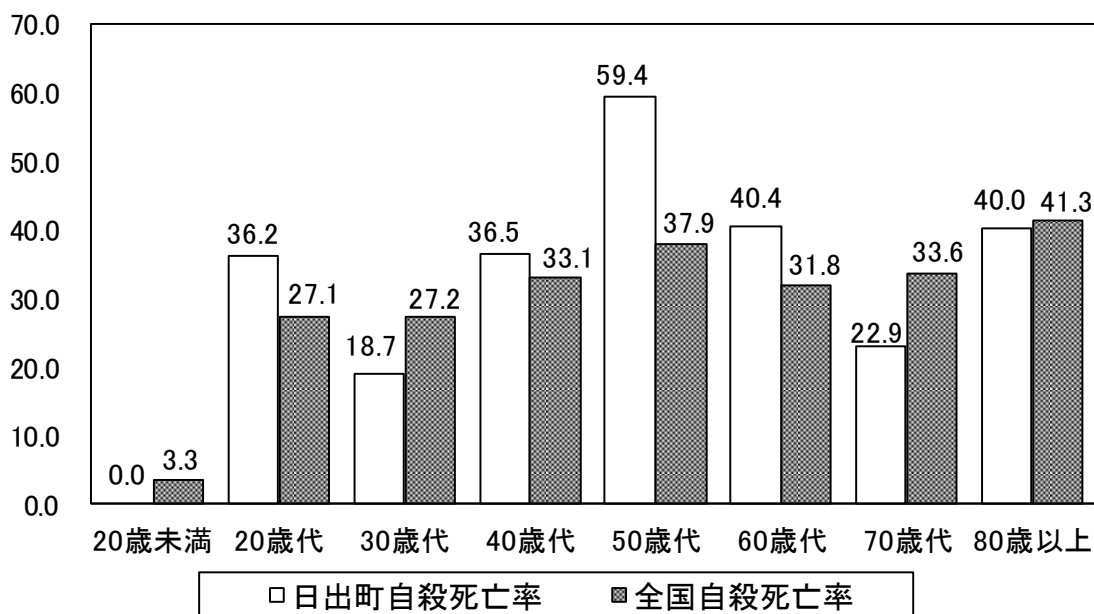
【全体】



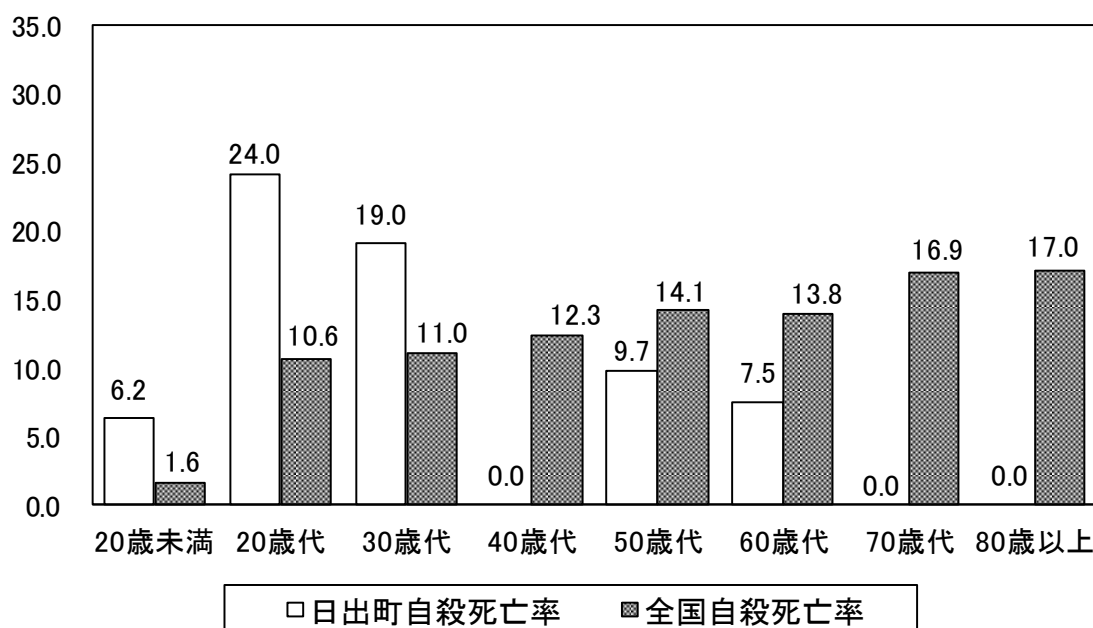
性別で見ると、男性の場合は、50歳代が目立って高くなっています。女性の場合は、20歳代、30歳代が高くなっています。40歳代、70歳代、80歳以上で目立って低く、全国平均と比べ大きな差がみられます。

■性別・年代別自殺死亡率(2012年～2015年、2017年合計)■

【男性】



【女性】



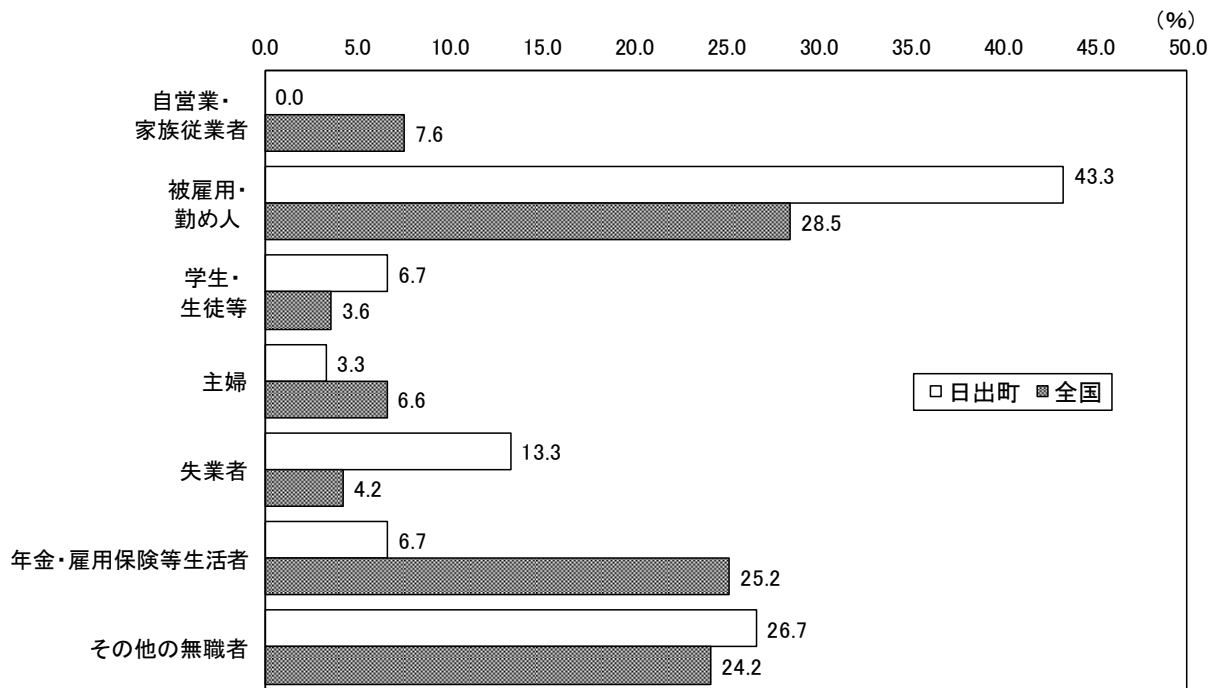
※2016年は非公開のため未掲載

### (3) 職業別の状況

自殺者の職業別構成をみると、「被雇用・勤め人」が43.3%で最も高く、ついで「その他の無職者」の26.7%、「失業者」の13.3%と続き、これら3つの職業が目立って高くなっています。

全国平均と比較すると「被雇用・勤め人」は14.8ポイントの差が開いており、「失業者」は全国平均より9.1ポイント高く、その分「年金・雇用保険等生活者」が低くなっています。

■自殺者の職業別構成(2012年～2015年、2017年合計) ■



※国の「その他の無職者」は、「利子・配当・家賃等生活者」「浮浪者」「その他の無職者」を合計したもの。

※2016年は非公開のため未掲載



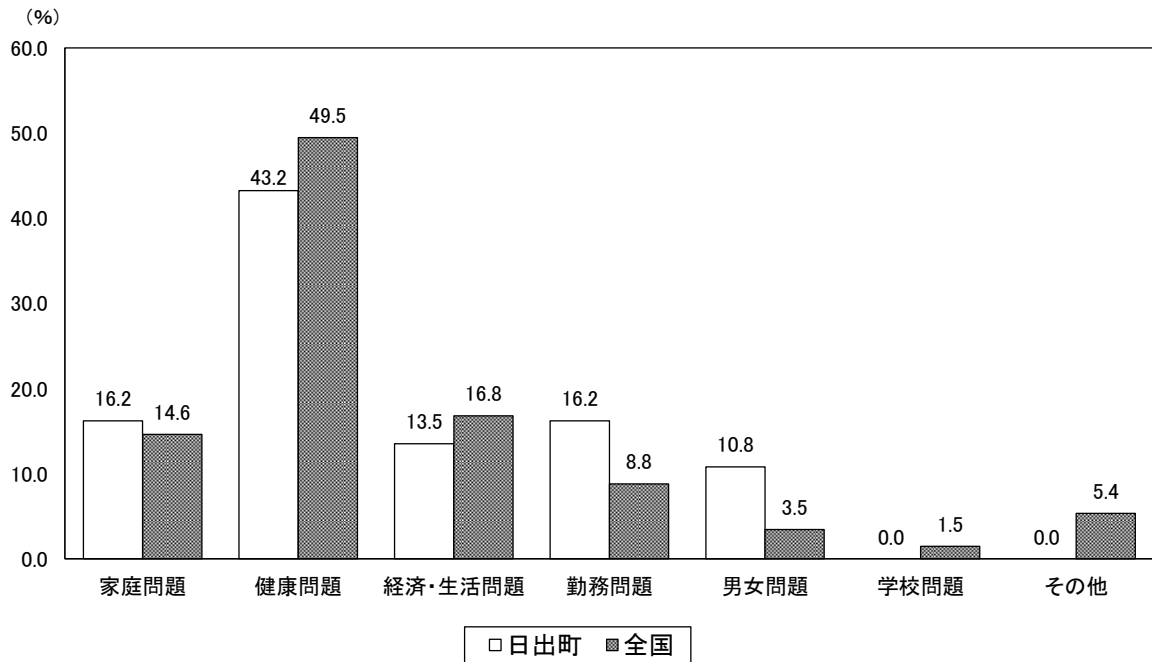
#### (4) 自殺の背景

##### ①原因・動機

自殺の原因・動機別構成をみると、本町では「健康問題」が43.2%と半数近くを占めています。以下、「家庭問題」が16.2%、「勤務問題」が16.2%、「経済・生活問題」が13.5%と続いています。全国平均と比較すると「勤務問題」や「男女問題」、「家庭問題」が若干全国平均を上回っていますが、「健康問題」は全国平均を5ポイント以上下回っています。「経済・生活問題」はほぼ同じ構成比となっています。

■自殺の原因・動機構成比(2012年～2017年合計)■

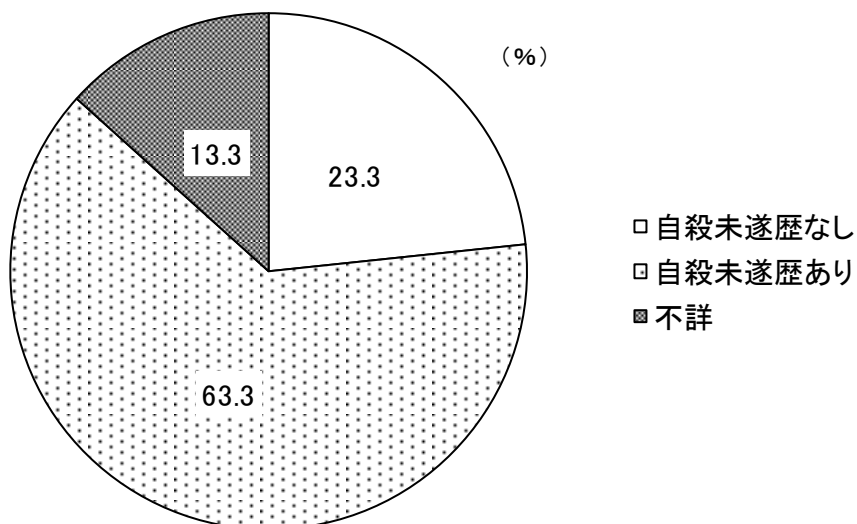
【全体】



## ②自殺未遂歴の有無

本町における自殺者の自殺未遂歴の有無をみると、全体では、自殺未遂歴「あり」は63.3%、「なし」は23.3%となっています。

■自殺未遂歴の有無(2012年～2017年合計)■



資料：地域における自殺の基礎資料（2014年は除く）

※2014年は非公開のため未掲載

## (5) 参考資料

自殺は対策できない問題ではありません。NPO 法人自殺対策支援センターライフリンクが挙げる要因等は、必ずしも日出町の特徴ではありませんが、これによれば、自殺には様々な要因があります。亡くなるまでの軌跡を辿ると共通の「自殺の危機経路」が浮かび上がります。

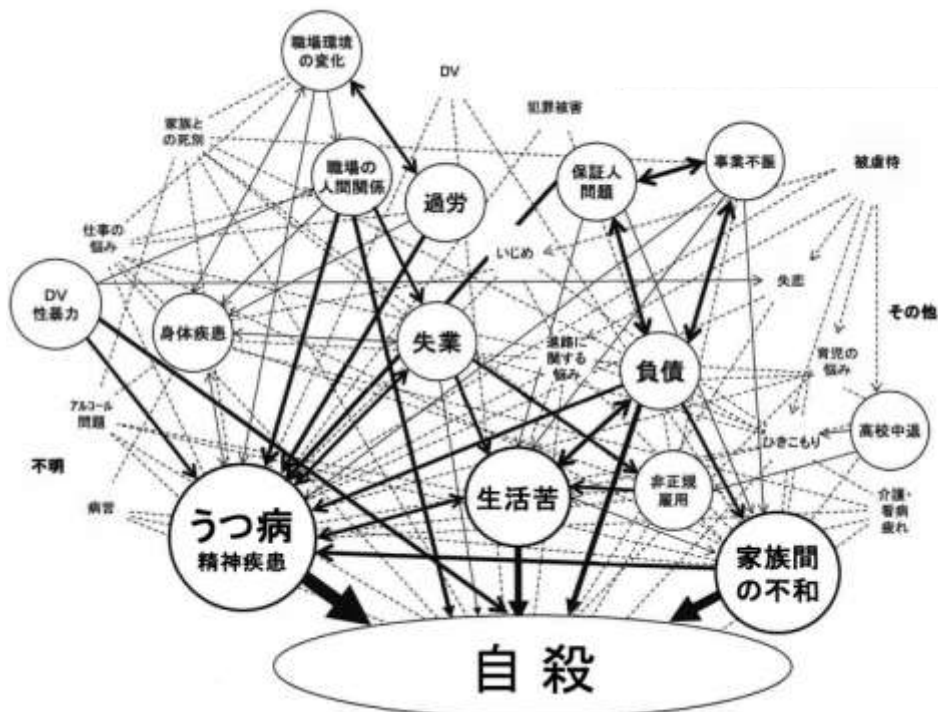
NPO 法人自殺対策支援センターライフリンクが、自殺で亡くなった 523 人について、その一人ひとりが自殺に至るまでの経路を調査・分析したところ、自殺で亡くなった人は、概ね4つの要因を複合的に抱えていたことが分かりました。

【例】

- 「失業」がきっかけで「生活苦」に陥り、「多重債務」を抱えて「うつ状態」になり、自殺に追い込まれていく。
- 「高校中退」がきっかけで不安定な職にしか就けず、「生活苦」になり「借金」を抱えて、「家庭内の人間関係」も悪化して、自殺に追い込まれていく。
- 小さい時に「虐待」を受けた経験のある人が結婚して「夫からの暴力」を受けたことをきっかけで「精神疾患」になり、「離婚」して「生活苦」に陥って自殺に追い込まれていく。

このように、様々な要因が重なる中で「生きるのが困難な状況」に追い込まれて、亡くなっています。

### ■ 自殺の危機経路 ■



※ライフリンクが挙げる要因等は日出町の特徴ではありません

資料：「自殺実態白書 2013」(NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク)

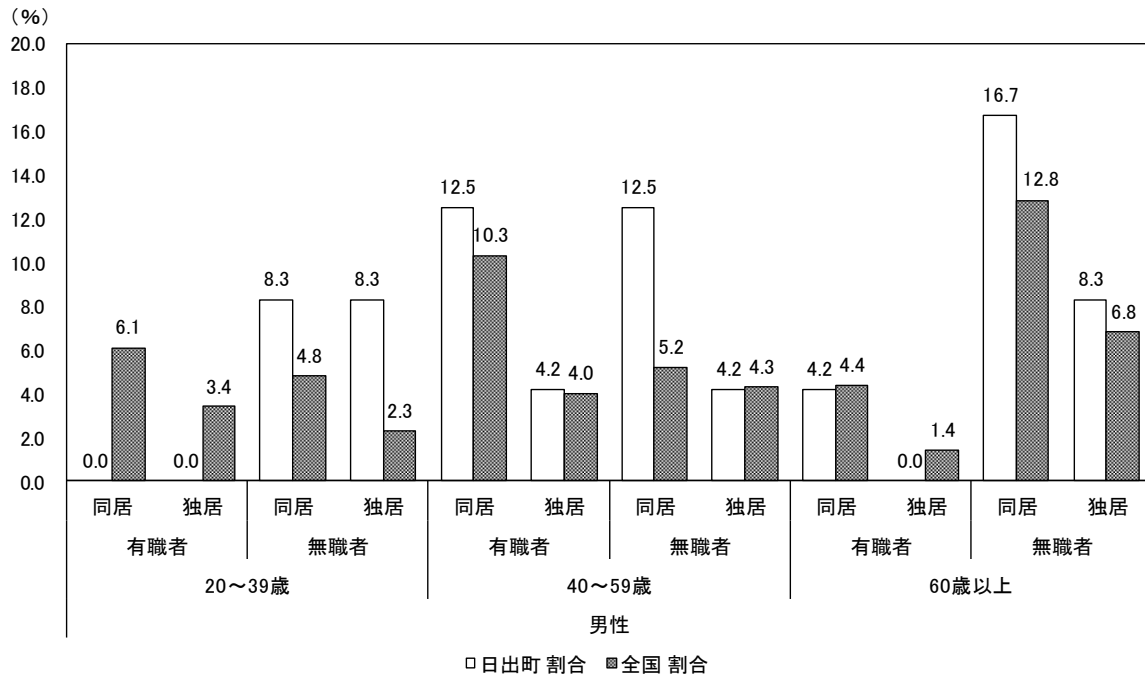
自殺総合対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロフィール（2018）」に示された本町の自殺に至るまでの経路から、本町の主な自殺の特徴は、以下のように示され、対策が優先される対象群として「無職者・失業者」「生活困窮者」「高齢者」「勤務・経営」「自殺手段」が重点パッケージに位置付けられました。

■地域の主な自殺の特徴（日出町地域自殺実態プロフィール（2018））■

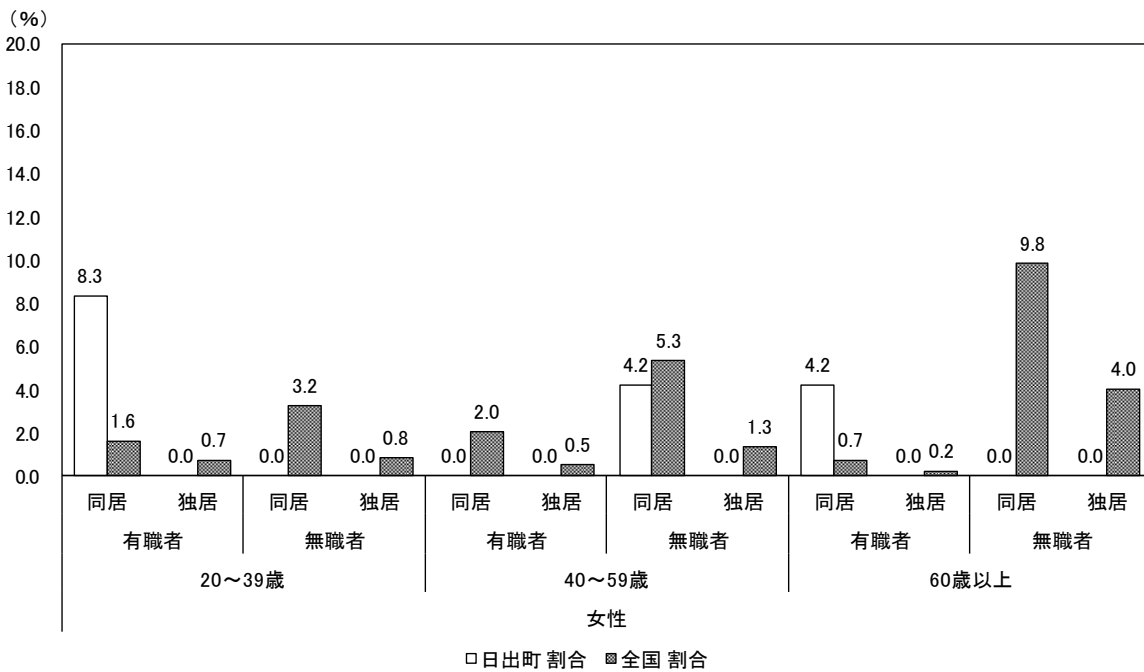
上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の 危機経路
1位:男性 60歳以上 無職同居	4	16.7%	35.8	失業（退職）→生活苦+介護の 悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2位:男性 40～59 歳無職同居	3	12.5%	269.8	失業→生活苦→借金+家族間の 不和→うつ状態→自殺
3位:男性 40～59 歳有職同居	3	12.5%	22.4	配置転換→過労→職場の人間関 係の悩み+仕事の失敗→うつ状 態→自殺
4位:男性 20～39 歳無職独居	2	8.3%	1715.7	①【30代その他無職】失業→ 生活苦→多重債務→うつ状態→ 自殺/②【20代学生】学内の 人間関係→休学→うつ状態→自 殺
5位:男性 60歳以 上無職独居	2	8.3%	130.3	失業（退職）+死別・離別→う つ状態→将来生活への悲観→自 殺

※「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考にしまし  
たが、一般的な傾向であり、日出町の傾向ではありません。

【参考】性別年齢階級別職業有無別等自殺者の割合（日出町自殺実態プロフィール 2018）  
 【男性】



【女性】



資料：日出町地域自殺実態プロフィール（2018年）

## 現状分析からみた日出町の特徴と課題

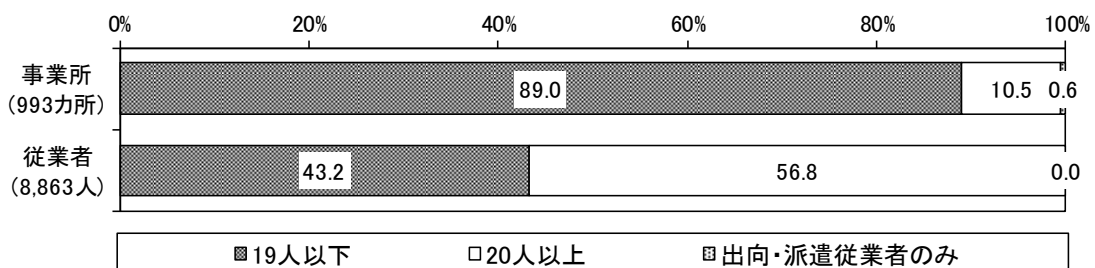
### 【特徴】

- 全国で死亡者数が出生者数を上回る自然減による人口減少、少子高齢化が進行する中、本町の自然動態をみると、ここ数年、平均して毎年80人程度、死亡者数が出生数を上回り、15歳未満は約1割に減少し、65歳以上の割合は約3割に増加し、本町でも人口減少と少子高齢化が進行しています。
- 本町の自殺者の特徴をみると、自殺者の構成、自殺死亡率とも、男性の方が高くなっています（6年間平均では77.4%を占め、全国平均に比べ約8ポイント高い）。男性の場合は20歳代、50歳代、60歳代が高く、女性の場合は30歳代以下の年代層で高くなっています。このうち、男性の20歳代は無職、女性の30歳代以下は有職・同居の傾向が見られます。
- 本町における自殺の原因・動機としては、男女とも失業や生活苦・人間関係・高齢等、複合的な問題が考えられます。

### 【課題】

- 20歳代の年代層は、社会人として一步を踏み出し、職場環境にも慣れてきた年代であるとともに、配置転換、職場の人間関係等仕事からくるストレス等を感じだす年代でもあります。無職で一人暮らしの20歳代の男性に対しては、地域や行政による孤立させない環境づくりが必要です。
- 毎年約300人の死亡者のうち、多い時には7の方が自殺によって亡くなっています。「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のためには、他自治体と連携し広域で相談しやすい環境を整える必要があります。
- 「日出町自殺実態プロフィール2018」に挙げられた男性の40～59歳の働き盛りと同様に、メンタルヘルス対策への取組の必要性等を事業所に啓発していく必要があります。とくに、20人未満の小規模事業所が9割を占める本町においては、自殺対策の推進の上でも地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけが必要です。
- 60歳代、70歳代にあっては、無職の中で、身体疾患や病苦等の健康への不安を抱える実態を示しており、各種の相談が可能な環境づくりや高齢者の変化等を把握できる地域での見守りや気づきの体制づくりが必要になります。

### 【参考】 日出町内事業所数及び従業者数の従業員規模別構成比



資料：2016年経済センサス

## 第3章 上位・関連計画からみた課題

### 1. 上位・関連計画との整合と課題

国の5つの「基本政策パッケージ」に準拠し、上位・関連計画との整合と主要課題を整理しました。

#### (1) 地域におけるネットワークについての課題

本町では、関係機関との連携、地域の支え合い、療育・保育の充実等多くの課題が挙がっています。

#### ■上位・関連計画からみた課題■

計画	課題
第5次日出町総合計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との連携による相談体制の充実</li> <li>住民主体による支え合い体制の構築</li> </ul>
第3次日出町地域福祉計画 ・日出町地域福祉活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉サービスに関する情報提供の充実や相談対応の充実</li> </ul>
第2次いきいき日出町健康・食育プラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>健診等を通じて、うつ等を早期に発見することが課題</li> </ul>
第2次日出町障がい者計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>療育・保育の充実（ネットワークの構築）</li> </ul>
第5期日出町障がい福祉計画 ・第1期日出町障がい児福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者就業・生活支援センター等と連携し、就労移行支援事業の充実</li> </ul>
日出町高齢者保健福祉計画 ・第7期介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域での支え合い体制の構築</li> <li>関係団体とのさらなる連携強化</li> </ul>

#### ■計画の中からの主要事業課題■

事業名	課題
母子健康手帳交付 妊婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援が必要な妊婦は、面談や家庭訪問を実施する等、産科と連携を図ること</li> </ul>
地域包括支援センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険運営協議会での活動報告、評価を行いながら、運営方針を協議すること</li> </ul>
日出町在宅医療連携推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携体制の充実</li> </ul>

## （２）自殺対策を支える人材の育成についての課題

既存計画から、住民が安心して暮らしていけるような支援体制の充実や、知る機会が少ない身近な福祉問題に関わる課題の解決等が課題として挙がっています。自殺対策の視点から課題の解決のためには、早期の「気づき」は重要です。「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。

具体的には、保健分野、医療分野、福祉分野だけに留まらず、労働分野や関係領域の者が、町民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保が必要です。

また、町民にも日頃から身近な人への「気づき」に対応できるよう研修の機会を設ける必要があります。

### ■上位・関連計画からみた課題■

計画	課題
第5次日出町総合計画	・住民が家庭や地域で安心して暮らしていけるように個別の包括的な支援体制の充実
第3次日出町地域福祉計画 ・日出町地域福祉活動計画	・認知症の理解や子育て不安の解消、障がいや障がいのある人への理解等、知る機会が少ない身近な福祉問題に関わる課題の解決
第2次いきいき日出町健康・食育プラン	・母親同士のつながりの強化
第2次日出町障がい者計画	・ボランティア団体や当事者団体等へ活動しやすい環境整備
第5期日出町障がい福祉計画・第1期日出町障がい児福祉計画	・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援
日出町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画	・ボランティアや専門職等、人材の育成・確保 ・育成したボランティア等に対する活動の場の提供

### ■計画の中からの主要事業課題■

事業名	課題
認知症サポーター養成講座	・認知症サポーターの増員や支援者のシステムづくりの構築



### (3) 住民への啓発と周知についての課題

本町では、地域や職場でのこころの健康についての正しい知識の普及・啓発等を行ってきました。障がい者差別解消のため事業に取り組んでいますが、障がい者に対する理解の促進や、相談員のスキル向上等、課題が残っています。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」にも関わらず、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現状があります。

性別や年齢、障がいの有無、国籍に関わらず、すべての住民がお互いに思いやりの心を持ち、「危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当である」という社会全体の共通認識を町民が持てるように、積極的な普及啓発が必要です。

#### ■上位・関連計画からみた課題■

計画	課題
第5次日出町総合計画	・地域や職場でのこころの健康についての正しい知識の普及・啓発
第3次日出町地域福祉計画 ・日出町地域福祉活動計画	・どのような人でも住みやすいまちという観点から、町全体を見渡すこと
第2次いきいき日出町健康・食育プラン	・正しい知識の普及・啓発
第2次日出町障がい者計画	・障がいに関する理解の促進
第5期日出町障がい福祉計画 ・第1期日出町障がい児福祉計画	・障がい者雇用の理解促進や一般就労に向けた就労支援策の充実
日出町高齢者保健福祉計画 ・第7期介護保険事業計画	・各種団体への積極的な周知・啓発

#### ■計画の中からの主要事業課題■

事業名	課題
障がい者差別解消	・今後、さらに障がい者に対する理解を深めるとともに、相談に対応する職員のスキルの向上を図ること

#### (4) 生きることの促進要因への支援についての課題

本町でも、障がい者への自立支援や不登校生徒への支援等の取組や、孤立しがちな人たちの社会参加を促すための場や機会の充実が課題として挙がっています。

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因（過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等）」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因（自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力）」を増やす取組を行う必要があります。

生きることの促進要因への支援という観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策が必要です。

#### ■上位・関連計画からみた課題■

計画	課題
第5次日出町総合計画	・地域における高齢者の生きがいづくり・通いの場づくり
第3次日出町地域福祉計画 ・日出町地域福祉活動計画	・福祉サービスに関する情報提供の充実や相談対応の充実 ・孤立しがちな人たちの社会参加を促すための場や機会の充実
第2次いきいき日出町健康・食育プラン	・集えるような場所や機会等、仕組みづくり
第2次日出町障がい者計画	・療育・保育の充実（相談体制の充実等） ・地域における活動の促進（芸術活動への支援等）
第5期日出町障がい福祉計画・第1期日出町障がい児福祉計画	・地域活動支援センターに障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的又は生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等
日出町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画	・住民主体による通いの場を増やす等、高齢者が活躍できる機会の拡大（生きがい）

#### ■計画の中からの主要事業課題■

事業名	課題
フレンドリー広場事業	・不登校児童生徒の、学校生活への復帰や進学支援
障害者自立支援給付事業	・相談業務を委託している事業所に対し、相談技術の向上と、自殺に対する正しい知識を深めるための研修等を実施すること

### （５）児童生徒の援助希求に関する教育についての課題

相談支援体制の充実や、悩みを抱える児童生徒の早期発見等が課題として挙がっており、子どもの健全な育成のため、生徒指導を通して、情報交換や問題行動の予防と速やかな解決を目指して取り組んでいます。

今後、児童生徒の援助希求に関する教育や、子どもたちが自殺に追い込まれないよう自殺予防を強化する必要があります。

児童生徒が困難やストレスに直面した時、誰にどうやって助けを求めればよいか具体的かつ実践的な方法を学ぶことが必要です。

また、学級担任だけでなく、保健師等の外部講師が授業を行うことで、児童生徒に対して自らが必要に応じて相談相手になりうることを直接伝えることができます。

#### ■上位・関連計画からみた課題■

計画	課題
第5次日出町総合計画	・「不登校」「いじめ」対策として、校内の組織体制の整備や学校と教育委員会及び各機関の連携
第3次日出町地域福祉計画 ・日出町地域福祉活動計画	・子どもたちの安全・安心な放課後の居場所
第2次いきいき日出町健康・食育プラン	・悩みを打ち明けられる人をつくる必要がある ・子どもへの声かけや見守り
第2次日出町障がい者計画	・相談支援体制の充実
第5期日出町障がい福祉計画 ・第1期日出町障がい児福祉計画	・相談支援の充実
日出町高齢者保健福祉計画 ・第7期介護保険事業計画	・子どもと高齢者が地域ぐるみで交流する機会の創出

#### ■計画の中からの主要事業課題■

事業名	課題
学力向上対策支援	・子どもに見通しを持たせ、問題解決に向けた主体的行動の促進を図ること
司書給与補助事業	・保護者負担の軽減と適正な司書配置を促し、図書館を利活用すること
生徒指導総合連携推進事業	・情報交換や問題行動の予防と速やかな解決

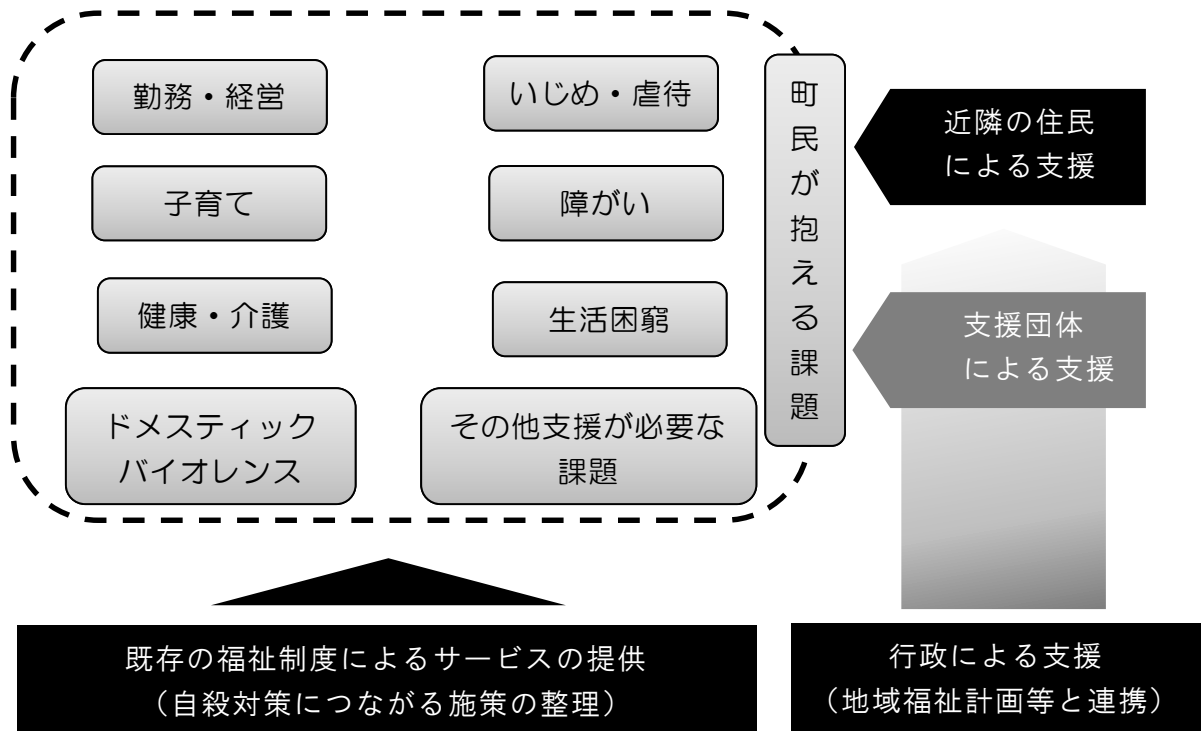
## 第4章 いのち支える自殺対策の体系

### 1. 基本理念

自分のこころの不調や周囲の悩みに気づくためには、地域住民が人と人につながることが必要です。そして、関係機関でしか解決できない問題も多くあります。

自殺対策は、「生きる」支援（複雑化・複合化した問題への対処）であり、そもそもそうした状況に陥ることのない地域・社会づくりが必要と考えられます。

#### ■自殺対策としてのアプローチ■



本町では、すべての町民がかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれない日出町を目指して、人と人がつながり、関係機関とつながることで、元気に生活でき、生きがいを持てるような支援や社会環境の充実を図るため、「地域を活性化し、町民が元気に生活できる町」を本計画の基本理念とします。

～自殺対策計画の基本理念～  
地域を活性化し、町民が元気に生活できる町

## 2. 計画の基本的視点

基本理念を実現するために、本計画においては、次の3つの基本的視点を設定します。

### ◆民間団体を含む関係者の連携とネットワークの強化

自殺は、家庭や学校、職場、地域等、社会全般に深く関係しています。そのため、関係団体、民間団体、企業、町民が相互に連携・協働し、緊密な連携を図りながら自殺対策を推進します。

### ◆総合的な対策の推進

自殺に至る要因は、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因や、健康、性格傾向、家族の状況等が複雑化・複合化しています。そのため、これまでのうつ等心の健康に関する対策の他、人材の育成や社会的な取組を加えた総合的な自殺対策を推進します。

### ◆町民に向けた具体的な対策の推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰でも起こりうる危機」です。自殺対策を町民の方々に広く知っていただくことは重要なことであり、自殺対策をライフステージ別等、町民に分かりやすく示すことで、具体的な対策を推進します。

## 3. 基本政策

基本理念やそれを実現するための基本的視点を踏まえた、本計画の柱として、国の5つの「基本政策パッケージ」に準拠した5つの基本目標を設定しました。

### (1) 地域におけるネットワークの強化

自殺はうつ病等の精神疾患だけに限らず、その背後に家庭の問題や子育て、いじめ、虐待、失業、多重債務等、様々な社会的要因が複合的に絡みます。そのため、状況に応じた相談支援を実施するとともに、保健・医療・福祉のネットワークを構築し、緊密な連携を図りながら自殺対策を推進することが必要です。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、町民等が連携・協働して総合的に自殺対策に取り組みます。

## **(2) 自殺対策を支える人材の育成**

自殺は、一部の人だけの問題ではなく、誰もが当事者となりうる重大な問題です。

また、自殺は複合的な課題を抱えた人が多いことから、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要です。

メンタルヘルス研修やゲートキーパーの養成は、自殺対策を考える上で重要になるとともに、活動の原動力ともなります。そのため、早期の「気づき」のための人材育成の方策を充実させ、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関、住民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

## **(3) 住民への啓発と周知**

自殺に追い込まれるという危機は、「誰でも起こりうる危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。

こうした心情や背景の理解を深めることも含めて「危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当である」という社会全体の共通認識を町民が持てるよう、心の健康づくり（正しい知識の普及、相談機関の周知）や福祉意識の醸成（自殺等の理解を深める）、障がい者への理解促進等の積極的な普及啓発が必要と考えられます。

心の健康や自殺対策に関する正しい知識について、メディアを活用したPRや、リーフレット等の作成・配布、講演会等の開催等による普及啓発を積極的に推進します。

## **(4) 生きることの促進要因への支援**

新大綱では、自殺対策とは、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させること、と定義されており、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことが必要です。

この「生きることの阻害要因」とは、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等が挙げられます。また「生きることの促進要因」とは、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等が挙げられます。

以上のことを踏まえ、本町では、「生きることの促進要因」への支援という観点から、居場所づくり、相談機能の充実、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進します。

## **(5) 児童生徒の援助希求に関する教育**

児童生徒の援助希求に関する教育については、「困難やストレスに直面した児童生徒が身近にいる信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということ、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援できるようにすること」を目標として、学校の教育活動として実施することが望まれています。

児童生徒の援助希求に関する教育を展開していくために、スクールカウンセラーを含めたケース会議による効果的な連携の構築やスクールソーシャルワーカーによる、子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の環境整備の充実に努めます。

## 4. 重点施策

本町における重点施策の柱として、本町の自殺死亡率の高さの特徴の一つである男性の20歳代、女性の30歳代以下の年代層に着目して「若年層」を設定するとともに、「自殺実態プロファイル」で指摘されている「高齢者」「無職者・失業者」「生活困窮者」「勤務・経営」「自殺手段」の5つの重点パッケージを加えた、6つの柱を重点施策とします。

### (1) 若年層対策

若年層対策としては、非就学の若者が増加する10歳代後半から30歳代の有職者と無職者、非正規雇用者等の対象者を念頭に自殺対策を進める必要があります。

そのため、若者の就労、生活支援に関わる労働関係機関やこれらの世代に関連する機関、団体も支援に関係するため、保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携のもとで支援を図ります。

### (2) 高齢者対策

高齢者対策としては、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要であり、既存事業の拡充、未実施領域への対応や既存関連事業の活用や連携等、地域の対策の実情に合わせた施策の推進が求められます。

そのため、地域において行政サービス、民間事業者のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括支援としての施策の推進を図るとともに、高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等の推進を図ります。

### (3) 無職者・失業者対策

勤労世代の無職者の自殺率は同世代の有職者に比べ高いことが知られています。

自殺のリスクが高い無職者・失業者では、離職・長期間失業等、就労や経済の問題を抱えている場合もあれば、経済問題以外の傷病、障がいや人間関係の問題等を抱えている場合もあります。

無職者・失業者対策としては、包括的な自殺対策の中に位置付け、諸施策を検討することが望ましいことから、自殺のリスクの高い無職者・失業者に対して、当事者のリスクを漏れなく把握し、多職種、多分野で支える当事者本位の支援体制の構築を図ります。

#### **(4) 生活困窮者対策**

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働、介護等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮の他、関係性の貧困があり、地域から孤立しやすい傾向があるとされています。

生活困窮者対策としては、対象者に最も身近な町において、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進める必要があります。

そのため、生活困窮者自立支援担当部門と自殺対策担当部門の連携をさらに強化します。

#### **(5) 勤務・経営対策**

勤務・経営対策は、勤務環境、労働環境の多様化に対応できるよう、単に職域、各事業所での対策だけではなく、行政や地域の業界団体の役割が重要であり、地域での周知、啓発等も望まれます。

また、本町の労働者の多くは中小事業所に勤務していますが、地域により就労環境や就労構造は様々であり、対策には公的部門も含め地域の就労環境や就労構造の特徴を踏まえる必要があります。

そのため、職場におけるメンタルヘルス対策、過労自殺を含む過労死等の防止対策、長時間労働の是正、ハラスメント防止対策、さらには、経営者に対する相談事業の実施等、経営者、関係団体等との連携を通じた取組に努めます。

#### **(6) 自殺手段対策**

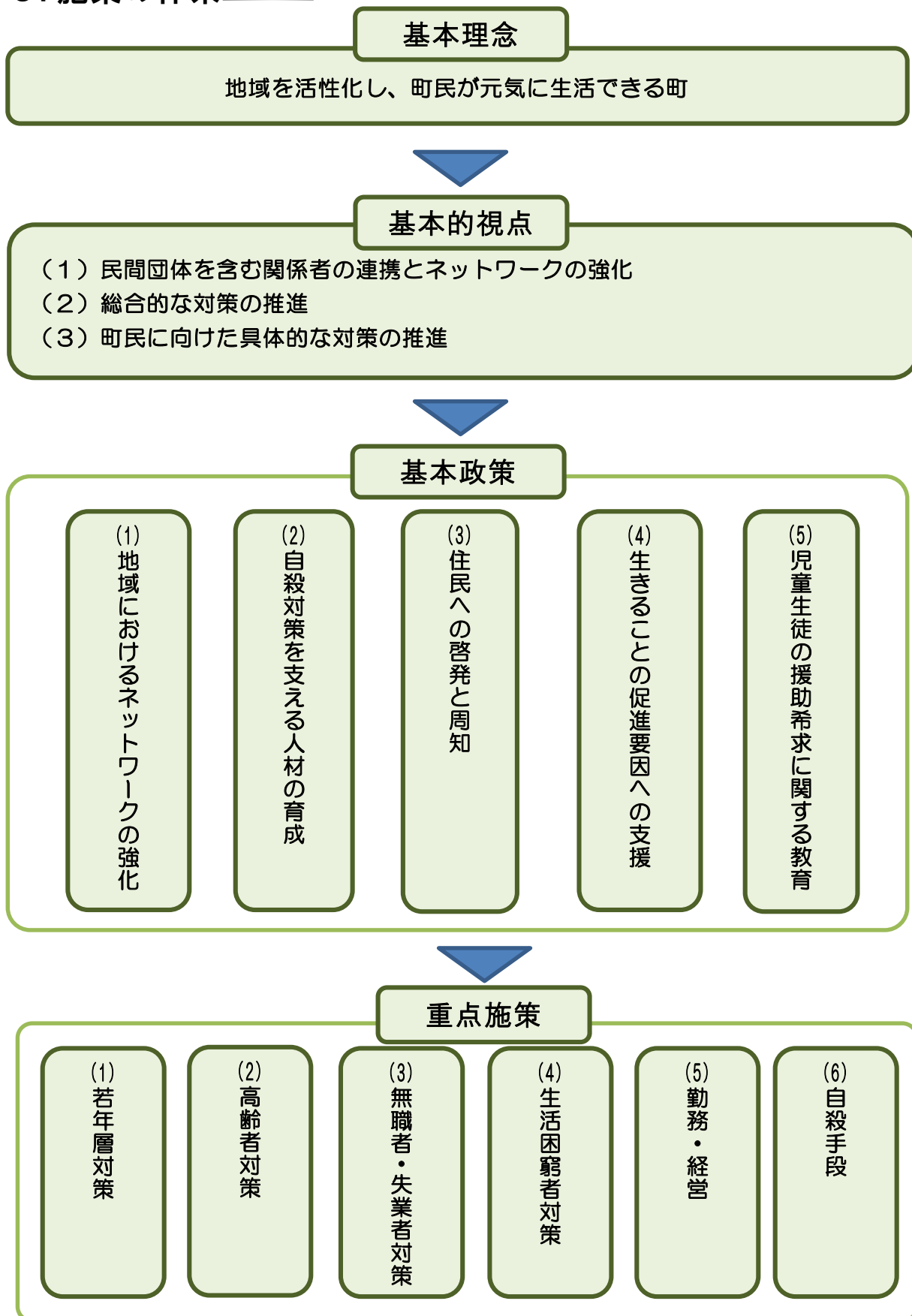
飛び降り、飛び込み、農薬、ガス（練炭による一酸化炭素、硫化水素等）、過量服薬等の物理的手段への対策として、自殺のリスクの高い人が、自殺手段に近づきにくくする対策の実施が求められます。

特定の自殺手段への対策は、他の手段による自殺企図を増加させないことから、自殺手段への対策は自殺の減少に有効です。

自殺手段対策としては、飛び降り・飛び込み防止、農薬・ガス（練炭による一酸化炭素等）を用いた自殺の防止、さらには過量服薬等の防止等、本町の特徴を踏まえた対策を関係者が一体となって推進します。



## 5. 施策の体系



## 第5章 いのち支える自殺対策の展開

### 1. 基本政策

#### (1) 地域におけるネットワークの強化

##### 基本的方向

自殺は、うつ病等の精神疾患だけに限らず、その背後に家庭の問題や子育て、いじめ、虐待、失業、多重債務等、様々な社会的要因が複合的に絡みます。

自殺対策では、何らかの複合的な課題を抱え、支援を必要とする住民を、地域住民や福祉関係者が早期に把握し、様々な関係機関とのネットワークづくりが重要です。

本町では、町民、行政、関係機関が声を掛け合う関係を築きながら、地域を活性化する町づくりを推進します。

##### 評価指標

指標名	実績値 (2017年)	中間目標値 (2021年)	目標値 (2024年)
日出町自殺対策連絡協議会の開催回数	2回/年	1回/年以上	1回/年以上
日出町自殺対策連絡協議会実務者部会の開催回数	1回/年	1回/年以上	1回/年以上
日出町自殺対策推進本部の開催回数	-	1回/年	1回/年

##### 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
1	<b>【日出町自殺対策連絡協議会】</b> 自殺対策について関係機関及び団体が連携し、総合的かつ効果的な自殺対策を協議し、推進するため協議会を開催します。 (福祉対策課)
2	<b>【日出町自殺対策連絡協議会実務者部会】</b> 日出町の自殺対策計画の具体的な推進方法を検討します。 (福祉対策課)
3	<b>【日出町自殺対策推進本部】</b> 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、行政においても日出町の自殺対策を総合的かつ円滑に推進することに努めます。 (全課)

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
4	<p><b>【日出町在宅医療連携推進会議】</b>            連携推進会議の中の研究課題の一つとして、自殺リスクの高い高齢者の自殺対策に対応する在宅医療と介護の連携に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(健康増進課)</p>
5	<p><b>【生徒指導総合連携推進事業】</b>            フォーラムの開催や、自殺対策に向けた各校のいじめ防止や基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図ることで、子どもたちの自殺予防に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>
6	<p><b>【生活困窮者自立支援事業】</b>            自殺リスクの高い生活困窮者の支援事業として、県・社会福祉協議会・関係機関と連携し、相談支援、就労支援、生活支援等、生活困窮から早期に脱却することを目的に、対象者一人ひとりの複合的な課題に合わせた適切な支援に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(福祉対策課)</p>

## (2) 自殺対策を支える人材の育成

### 基本的方向

自殺対策を考える上で早期の「気づき」は重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させることで自殺者数を減らすことができます。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

### 評価指標

指標名	実績値 (2017年)	中間目標値 (2021年)	目標値 (2024年)
全職員を対象にしたゲートキーパー研修の受講率	-	90%	100%
町民・関係機関を対象にしたゲートキーパー養成講座の受講率	0% (30人)	10%	15%

## 基本施策

### ①様々な職種を対象とする研修

ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、経済、労働、地域等、様々な分野等において、悩み、自殺を考えている人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援や相談につなぎ、見守る役割を担っており、自殺対策を支える人材として重要です。日常業務の中でゲートキーパーやメンタルヘルスサポートの協力ができるよう関係者の人材育成に努めます。

また、保健師がゲートキーパーの役割を広く周知し、深刻な状況や判断に迷う場合も保健師につながる仕組みをつくります。

## 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
7	<b>【関係機関を対象としたゲートキーパー研修】</b> ゲートキーパーの役割を広く周知するとともに、養成講座を保健、医療、福祉、教育、経済、労働等で相談支援を行う関係機関、町民活動団体等を対象に開催し、適切な対応を図ることができる人材を養成します。 <p style="text-align: right;">(福祉対策課)</p>
8	<b>【全職員を対象としたゲートキーパー研修】</b> 各種相談に対し、「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、支援につなげられるよう、また、相談者に寄り添いながら支援する役割を担っていけるようゲートキーパー研修等を開催します。 <p style="text-align: right;">(福祉対策課)</p>
9	<b>【専門職向け研修会】</b> 自殺予防及びこころの健康づくりに向けて、総合的な対策を推進するため、相談支援に必要な研修を実施し相談支援担当者及び生活困窮者自立支援事業担当者のスキルアップを図ります。 <p style="text-align: right;">(福祉対策課) (健康増進課) (子育て支援課)</p>

## ②住民を対象とする研修

民生・児童委員、老人クラブ、認知症サポーター等、日頃から仕事等で地域住民と接する機会の多い方への、ゲートキーパーの養成講座や心の健康、自殺予防に関する研修等に取り組み、地域で対策を支える人材を育成します。

### 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
10	<p><b>【高校生向けのゲートキーパー研修】</b> 保健センターや地域医療機関から学校へのサポートを通じて、高校生に対して「こころの健康」について学ぶ機会をつくることでゲートキーパーの養成を行います。若年層の方により身近な立場のゲートキーパーを増やすことで自殺予防の相談体制の確立につなげていきます。</p> <p style="text-align: right;">(福祉対策課)</p>
11	<p><b>【中学生向けのゲートキーパー研修】</b> 中学生に対して「こころの健康」について学ぶ機会をつくることでゲートキーパーの養成を行います。 自己肯定感を高め、身近な立場のゲートキーパーを増やすことで自殺予防の相談体制の確立につなげていきます。</p> <p style="text-align: right;">(福祉対策課) (学校教育課)</p>
12	<p><b>【地域活動団体向けのゲートキーパー研修】</b> 民生・児童委員、老人クラブ、認知症サポーター等、町民活動団体等、地域で活動する団体等を対象に、地域住民に対する活動の中で、自殺の危険性の高い人等を発見した場合に、適切な専門機関につなぐことができるよう、ゲートキーパー研修を実施します。</p> <p style="text-align: right;">(福祉対策課) (健康増進課) (子育て支援課)</p>

### ③学校教育・社会教育に関わる人への研修

子どもの成長を支える教職員に対しての研修や教育現場での支援方法等、自殺予防に関する取り組みを行います。

そのためには、子どもの身近な存在である教職員のメンタルヘルスの保持及び多忙化の解消を図り、子どもの不安や悩みを教職員が気づけるよう研修や体制づくりを推進します。

#### 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
13	<b>【学校における早期発見に向けた地域との協力体制の構築】</b> 教職員は児童生徒の最も身近な大人です。児童生徒の様子の小さな変化（SOSサイン）に気づき、相談や支援機関につなぐことができる協力・連携関係の構築に努めます。 <p style="text-align: right;">（学校教育課）</p>
14	<b>【教職員ストレスチェック事業】</b> 労働安全衛生法に基づき、子どもの身近な存在である教職員等のストレスチェックを実施し、学校職員（支援者）の健康管理を通じて、支援者に対する支援の充実を図ります。 <p style="text-align: right;">（教育総務課）</p>
15	<b>【教職員の働き方改革】</b> 学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図ることで、教職員のメンタル不調の未然防止や子どもの様子の小さな変化に気づけるよう環境の整備に努めます。 <p style="text-align: right;">（教育総務課）</p>

#### ④関係者間の連携調整を担う人材の育成

関係機関が連携するためには、調整役となる人材が重要となります。自殺対策、こころの健康づくりの関係機関の相互の円滑な連携、ネットワークの構築に取り組みます。

#### 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/（担当課等）
16	<p><b>【日出町自殺対策連絡協議会、同実務者部会、同推進本部、ゲートキーパー研修等の開催】</b></p> <p>日出町自殺対策連絡協議会、同実務者部会、同推進本部、ゲートキーパー研修等にて自殺予防及びこころの健康づくりに向けて、総合的な対策を推進するため、相談支援に必要な研修と関係者相互間での情報交換や情報共有を行うことにより、円滑な連携を促し、ネットワークの構築に取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">（福祉対策課）</p>

#### ⑤寄り添いながら伴走型支援を担う人材の育成

自殺の危険性を持った人の中には、生活困窮者等、複合的な課題を持った人もいます。その人の人生に伴走するかたちで地域内での自立した生活の実現まで継続的にサポートを行うことが重要です。また、このような包括的な取り組みを実施するために、様々な分野の人々や組織が密接に連携します。

#### 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/（担当課等）
17	<p><b>【伴走型支援を担う人材の育成】</b></p> <p>自殺ハイリスク者で個別的な支援が継続的に必要と判断された人に対して、支援を行うゲートキーパーの育成に努めます。</p> <p style="text-align: right;">（福祉対策課）</p>
18	<p><b>【生活困窮者支援事業】</b></p> <p>社会福祉協議会と連携し、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった生活困窮者に、生活に必要な食糧等を提供することで、対象者の自立を促し、円滑な社会生活が送れるよう支援します。</p> <p style="text-align: right;">（福祉対策課）</p>

### (3) 住民への啓発と周知

#### 基本的方向

自殺や多重債務、うつ病等の自殺要因は、一人で悩みを抱える自殺者の背景となり、気づかないうちに自殺に追い込まれる危機は「誰でも起こりうる危機」です。しかし、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい、という現実があります。

自殺対策を推進するためには、町民の「自殺について相談することは、本人の名誉を傷つけるだけでなく、恥ずかしいこと」といったような間違った社会通念を払拭し、町民一人ひとりが自信に満ちた自由な意識を持つことができ、「自殺に追い込まれる危機を感じた時、誰かに援助を求めることが適当である」ということが共通認識となるように、啓発活動を行います。

#### 評価指標

指標名	実績値 (2017年)	中間目標値 (2021年)	目標値 (2024年)
自殺対策強化月間、自殺予防週間の認知率	-	30%	50%
地域の相談機関の認知率	-	30%	50%
ゲートキーパーの認知率	-	15%	30%

#### 基本施策

##### ①リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用

町でのイベントの機会や直接町民に触れる機会を利用し、自己肯定感を持てるような環境づくりを目的としたリーフレット等を作成、配布します。啓発グッズの作成と配布等に取り組みます。

#### 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
19	<b>【町内イベントでの相談窓口の周知】</b> イベント期間中にパンフレットを設置し、イベントに来られた方に対し、相談窓口の情報の周知に努めます。 <p style="text-align: right;">(福祉対策課)</p>
20	<b>【こころの健康に関する啓発活動】</b> 自殺予防週間(9月)・自殺対策強化月間(3月)に合わせ、こころの健康に関する啓発活動を行います。また自殺予防週間(9月)には、協議会も巻き込んだ街頭キャンペーンを行い、特に若年層への周知を行います。 <p style="text-align: right;">(福祉対策課)</p>



NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
21	<p><b>【町立図書館でのコーナー展示】</b>            自殺予防週間（9月）・自殺対策強化月間（3月）での啓発キャンペーンとして、心の健康に関する書籍や自殺対策の取組についてコーナー展示を行います。            （町立図書館）</p>
22	<p><b>【成人式での啓発】</b>            こころの健康づくり、相談窓口、ゲートキーパーについて資料を配布し、周知します。            （福祉対策課）            （生涯学習課）</p>
23	<p><b>【高齢者運転免許証自主返納支援事業】</b>            高齢者向け相談機関の窓口一覧等のリーフレットを高齢者運転免許証返納支援申請時に配布することで、相談窓口の情報の周知に努めます。            （生活環境課）</p>

## ②町民向け講習会・イベント等の開催

自殺の現状や原因、早期対応の重要性等、話し合いの機会を設け、町民や勤労者を対象に、自殺予防の普及・啓発の講習会・イベントに取り組みます。

### 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
24	<p><b>【町民向けの心の健康、自殺予防に関する研修】</b>            学校や職場、町民を対象とした心の健康づくり、自殺予防・心の病やストレス対処、睡眠障害等に関する講座、セミナーを開催します。            （福祉対策課）            （商工観光課）            （学校教育課）</p>
25	<p><b>【地域生活支援事業】</b>            子ども、高齢者、障がい者、ボランティアをはじめ、多くの住民や福祉施設、関係団体等の参加のもとに、多彩な催しを通して相互交流する中で、うつ病と自殺の関連や早期対応の重要性に気づいてもらえるよう努めます。            （福祉対策課）</p>

### ③メディアを活用した啓発

健康づくりを目的とした普及啓発や、若年層が同世代に様々な悩みを打ち明けられる環境づくりをホームページ、SNSによる情報提供を通してPRする等、メディアを使用した発信に取り組みます。

#### 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
26	<p><b>【こころの健康に関する啓発活動】</b> (再掲 N020)</p> <p>自殺予防週間(9月)・自殺対策強化月間(3月)に合わせ、こころの健康に関する啓発活動を行います。</p> <p>(福祉対策課)</p>
27	<p><b>【広報広聴に関する事務】</b></p> <p>「広報ひじ」は住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会になります。「自殺予防週間(9月)」や「自殺対策強化月間(3月)」には特集を組み、啓発に努めます。</p> <p>(政策推進課)</p>

### (4) 生きることの促進要因への支援

#### 基本的方向

自殺対策とは、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることです。

生きることの阻害要因とは、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等が挙げられます。生きることの促進要因とは、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等が挙げられます。

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことです。

主に「生きることの促進要因」への支援という観点から、居場所づくり、相談機能の充実、自殺未遂者、遺された人への支援に関する対策を推進していきます。

#### 評価指標

指標名	実績値 (2017年)	中間目標値 (2021年)	目標値 (2024年)
こころの相談会利用者数	25人	50人	70人
乳児家庭全戸訪問事業実施率	100%	100%	100%

## 基本施策

### ①居場所づくり

「生きることの促進要因への支援」を基本として、地域の居場所づくりについて把握し、民間団体とも連携をしながら活動を支援します。

## 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
28	<b>【フレンドリー広場】</b> 不登校児が安心して過ごせる居場所づくりとして、週に3回の学習や作業、レクリエーション等の活動をします。 <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>
29	<b>【地域子育て支援拠点事業】</b> 親子に交流の場を提供するとともに、交流の促進・子育てに関する相談・情報提供・講習会等を通じて、地域のつながりを強化します。 <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p>
30	<b>【放課後児童健全育成事業】</b> 就業等により、昼間、保護者のいない家庭の小学校児童を、放課後及び長期休業中に学童保育所で保育することで、放課後における児童の居場所づくりに努めます。 <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p>
31	<b>【子育て短期支援事業】</b> 保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労等の理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行います。家族の状況や、保護者の抱える悩みを察知した場合には、必要に応じた支援を提供します。 <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p>
32	<b>【老人保護措置事業】</b> 高齢者虐待や経済的理由により、自宅での生活が困難な65歳以上の高齢者について、入所処置手続きの際には、セルフネグレクト等についても確認しています。また、自傷行為等で入院治療が必要な高齢者には、入所処置を行わず、関係機関と連携して適切な対応について努めます。 <p style="text-align: right;">(健康増進課)</p>

## ②相談機能の充実

相談する機会の創出は、自殺企図者にとって、自殺を思い止まるきっかけになる重要な取組であり、各ライフステージに応じた相談体制の充実を図ります。

### 全般

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
33	<p><b>【こころの相談会】</b> 相談を受け、見守りをし、必要な支援やサービスにつなげます。相談後のフォローに迅速に対応するため、また対象者の生活を見ることができるよう家庭訪問型の相談も実施します。</p> <p style="text-align: right;">(福祉対策課)</p>

### 子育て

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
34	<p><b>【子どもを守る地域ネットワーク事業】</b> 被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要です。自殺リスク軽減のため、要保護児童対策地域協議会を核として、児童虐待防止対策の充実に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p>
35	<p><b>【ファミリーサポートセンター事業】</b> 育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人の会員組織化を図り、子育て援助活動支援事業に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p>
36	<p><b>【ホームスタート事業】</b> 孤立しがちな家庭を対象に研修を受けた先輩ママが育児の悩みを傾聴し寄り添うことで孤立感の解消や地域のつながりを持つきっかけづくりに努めます。</p> <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p>
37	<p><b>【妊婦一般健康診査】</b> 母体の健康状態、胎児の発育において、医療の面、保健指導の面で援助が必要な妊産婦を発見し、妊産婦の健康管理の向上に努め、自殺の要因になる産後うつ等の予防に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p>
38	<p><b>【乳児家庭全戸訪問事業】</b> 保健師等が訪問し、保護者の不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行うことで乳児家庭の孤立を防ぎ、子どもの健全な育児環境の確保を図ります。</p> <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p>

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
39	<p><b>【ペリネイタルビジット】</b>            育児不安を軽減するため産科医からの紹介で、小児科医の保健指導を受けられます。フォローが必要な方には、関係機関との連携に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p>
40	<p><b>【乳幼児健診・育児相談事業】</b>            子どもの健診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する機会でもあり、悩みを抱える家庭の相談に応じ、必要がある際には、関係機関につなぐ等、対応に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p>

#### 若年層(40歳未満)

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
41	<p><b>【30歳代の健康診査】</b>            40歳未満の被保険者で、健診を受診する機会のない方を対象に、健診の実施に努めます。健康診査やメンタルヘルスチェックの機会を活かし、問題がある場合には、専門機関につなぐ等を行い若年層の自殺予防に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(健康増進課)</p>

#### 中高年(40-64歳)

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
42	<p><b>【勤労者相談】</b>            産業カウンセラーによる相談、専門的な助言を行うことで労働者本人、その家族や会社関係者からの心の相談に応じます。</p> <p style="text-align: right;">(商工観光課)</p>

#### 高齢者

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
43	<p><b>【健康増進事業・介護予防事業】</b>            高齢者の居場所づくり、生きがいづくり、引きこもり対策、介護予防として健康相談や各種教室を行います。アウトリーチとして、必要時支援先へつなぐことに努めます。</p> <p style="text-align: right;">(健康増進課)</p>
44	<p><b>【高齢者総合相談事業】</b>            高齢者に対し必要な支援を把握するため、初期段階から継続して相談支援を行い、困難な状況に陥った高齢者を最初にキャッチしアウトリーチにつなげます。</p> <p style="text-align: right;">(健康増進課)</p>

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
45	<p><b>【介護相談】</b>            高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談に努め、自殺のおそれがある方に対しては関係機関等につなげ、アウトリーチにつなげます。既に介護給付を受けている要介護等認定者については、ケアマネジャー等に見守りや支援をしてもらうことになり、行政は必要に応じて支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">(健康増進課)</p>

**障がい者**

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
46	<p><b>【障がい児の支援】</b>            障がい児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減になります。相談支援事業所と連携して取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">(福祉対策課) (子育て支援課)</p>
47	<p><b>【障がい者虐待防止】</b>            障がい者虐待に関する通報・相談窓口の設置に努めます。虐待防止のための、擁護者に対する相談支援等から様々な問題を察知し、適切な支援につなげていくことで自殺リスクの軽減に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(福祉対策課)</p>
48	<p><b>【障がい者の支援】</b>            障がいを持つ方への相談支援の提供は、本人や家族に負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減になります。相談支援事業所と連携して取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">(福祉対策課)</p>
49	<p><b>【ひとり親家庭への支援】</b>            ひとり親家庭への支援は、家庭への過度な負担を防ぎ、自殺リスクの軽減になります。こども園等と連携して家庭のリスクを把握し、必要時、要保護児童対策地域協議会を活用し支援します。</p> <p style="text-align: right;">(福祉対策課) (子育て支援課)</p>

### ③自殺未遂者等への支援

自殺未遂者は自殺対策においては重要なハイリスク群にあたります。自殺未遂者の再企図防止を目的とし、身体・精神科的治療や精神科医等、専門家による一貫したケアに取り組みます。

#### 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
50	<b>【自殺未遂者への相談支援】</b> 自殺未遂者の自殺リスクは高く、関係機関と連携を取り、切れ目のない支援が必要になります。カウンセリングや適切な相談支援機関等、必要なアウトリーチにつなぎ、自殺未遂者の支援に努めます。 <p style="text-align: right;">(福祉対策課)</p>
51	<b>【自殺未遂者ケア等に関する研修会】</b> 自殺未遂者への精神的なケアや様々な支援を効果的に行うため、医療機関や関係機関等への研修を検討します。 <p style="text-align: right;">(福祉対策課)</p>

### ④遺された人への支援

自殺対策においては、自殺が起きた後の事後対応や自死遺族等への支援等も重要です。遺族等への支援として、例えば相続や行政手続きに関する情報提供等の支援と同時に、自殺への偏見による孤立防止やこころを支える活動に取り組みます。

#### 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
52	<b>【遺された人への支援】</b> 遺族の方が語り合える場の提供や自殺者家族を把握した場合、県や関係機関と連携を取り、必要時、適切な相談支援機関等を紹介することに努めます。 <p style="text-align: right;">(福祉対策課)</p>
53	<b>【「おくやみハンドブック」での死亡届時の情報提供】</b> 死因は問わずに死亡届に訪れたすべての遺族に対して、相談窓口や様々な法的手続き等の情報を掲載したパンフレット等を手渡します。 <p style="text-align: right;">(住民課)</p>

## （５）児童生徒の援助希求に関する教育

### 基本的方向

SOSの出し方に関する教育の目的は、子どもが現在起きている危機的状況、又は今後起こりうる危機的状況に対応するために、身近にいる信頼できる大人に助けを求められることができるようにすること、及び身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすることです。

SOSの出し方に関する教育では、心の危機に陥った友達への関わり方を学ぶことも重要です。SOSの出し方のみならず、そうした友達の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢等の傾聴の仕方（SOSの受け止め方）についても、指導していきます。

### 評価指標

指標名	実績値 (2017年)	中間目標値 (2021年)	目標値 (2024年)
児童生徒との個人面談の実施	年2回実施	年2回実施	年2回実施

### 基本施策

#### ① SOSの出し方に関する教育の実施

児童生徒が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）の実施に向けた環境づくりに取り組みます。

### 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/（担当課等）
54	<p><b>【生きる力を育む教育の取組】</b> 各学校では、すべての教員が、生きる力を育むことが自殺予防につながることを十分理解し、保健教育や道徳教育等、学校教育全体を通じて、児童生徒が「自分は尊重されているべき存在であり、尊重されている」と実感できるよう、計画的に取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">（学校教育課）</p>
55	<p><b>【心の健康教育と道徳教育の充実】</b> 道徳の授業の中で、「友情、信頼」「生命の尊さ」等の内容を実施し、いじめや自殺の未然防止に努めます。</p> <p style="text-align: right;">（学校教育課）</p>
56	<p><b>【児童生徒との個人面談の実施】</b> いじめアンケート等を通じて、年間2回（必要児童には3回以上）、児童生徒と個人面談の場を設定し、児童生徒が当面する諸課題への対応や、生活上の諸問題の解決を図ります。</p> <p style="text-align: right;">（学校教育課）</p>



NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
57	<p><b>【学校における早期発見】</b></p> <p>各学校において、長期休みの前後に、アンケート調査、教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めます。</p> <p>また、相談窓口の周知を長期休業の開始前に積極的に行います。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>
58	<p><b>【保護者に対する啓発】</b></p> <p>保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談できるよう、学校の相談窓口を周知します。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>
59	<p><b>【SNS等のパトロール】</b></p> <p>長期休業前には必ずSNS等への書き込みについての注意を行います。</p> <p>また、自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、関係機関に連絡し、児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保します。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>
60	<p><b>【情報セキュリティ講習会】</b></p> <p>年に2回、外部機関と連携して、SNS、情報セキュリティ対策講演会として講演を行います。また、肖像権や著作権の問題をテーマに講演し、児童生徒がSNSや情報セキュリティと自殺との関連に触れ、自殺について深く考えられる時間を設けます。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>

## ② SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

児童生徒の援助希求に関する教育を推進するためには、地域の信頼できる大人を増やしていくことが重要であり、地域や関係機関の関係者が児童生徒の自殺対策に積極的に関与できる仕組みの構築に取り組みます。

そのために、学校と様々な地域関係者との連携強化に努めます。

### 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
61	<p><b>【SOSの出し方に関する教育の推進】</b></p> <p>様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育を推進します。児童生徒が適切な援助希求行動ができるように指導するとともに、身近にいる大人がそれを受け止め支援する体制の構築を図ります。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>

## 2. 重点施策

### (1) 若年層対策

#### 基本的方向

ここでいう若年層対策とは、自殺リスクを抱える前段階における予防策も含む 10～30 歳代への対策になります。

在学中からの不登校や問題行動等については、単に学校、家庭の問題だけでなく、その根底に様々な問題を抱えていることも多く、若年層への相談支援機関のみでなく、生活困窮者自立相談支援窓口や行政機関、教育機関、職域等の事業者、民間団体等によるネットワークづくりや関係機関が連携した取り組みを推進します。

また、居場所を提供するとともに、社会参加への不安の解消、コミュニケーションスキルの獲得に関する取組や日常生活に関する相談支援等の充実を図ります。

#### 基本施策

##### ①子どもの自殺予防

学校での問題に起因する子どもの自殺の一因として、いじめは深刻な課題です。子どもを守る地域ネットワークの強化やSNS等の利用について、適正利用や情報モラルに関する教育や啓発を学校や保護者を対象にして推進します。

#### 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
62	<p><b>【子どもを守る地域ネットワーク事業】</b> (再掲 N034)</p> <p>被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要です。自殺リスク軽減のため、要保護児童対策地域協議会を核として、児童虐待防止対策の充実に努めます。</p> <p>(子育て支援課)</p>
63	<p><b>【生徒指導総合連携推進事業】</b> (再掲 N05)</p> <p>フォーラムの開催や、自殺対策に向けた各校のいじめ防止や基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図ることで、子どもたちの自殺予防に努めます。</p> <p>(学校教育課)</p>
64	<p><b>【SNS等のパトロール】</b> (再掲 N059)</p> <p>長期休業前には必ずSNS等への書き込みについての注意を行います。</p> <p>また、自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、関係機関に連絡し、児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保します。</p> <p>(学校教育課)</p>

## ②若者層の自殺リスクを低減させるための取組

若者層への支援は、関連する諸施策とともに行います。また、社会的弱者に対する偏見をなくすための取組に努め、妊産婦への支援も図ります。

### 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
65	<p><b>【フレンドリー広場】</b> (再掲 N028)</p> <p>不登校児が安心して過ごせる居場所づくりとして、週に3回の学習や作業、レクリエーション等の活動を行います。</p> <p>(学校教育課)</p>
66	<p><b>【地域生活支援事業】</b> (再掲 N025)</p> <p>子ども、高齢者、障がい者、ボランティアをはじめ、多くの住民や福祉施設、関係団体等の参加のもとに、多彩な催しを通して相互交流する中で、うつ病と自殺の関連や早期対応の重要性に気づいてもらえるよう努めます。</p> <p>(福祉対策課)</p>
67	<p><b>【ペリネイタルビジット】</b> (再掲 N039)</p> <p>育児不安を軽減するため産科医からの紹介で、小児科医の保健指導を受けられます。フォローが必要な方には、関係機関との連携に努めます。</p> <p>(子育て支援課)</p>
68	<p><b>【地域子育て支援拠点事業】</b> (再掲 N029)</p> <p>親子に交流の場を提供するとともに、交流の促進・子育てに関する相談・情報提供・講習会等を通じて、地域のつながりを強化します。</p> <p>(子育て支援課)</p>

## (2) 高齢者対策

### 基本的方向

高齢者の自殺対策は、地域の事情に合わせ、既存事業の拡充、未実施領域への対応や既存関連事業の活用や連携等、地域の対策の実情に合わせた施策の推進に努めます。地域において行政サービス、民間事業者のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

また、高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい傾向にあります。したがって、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等の施策と連動した事業の展開を図ることや、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等といったソーシャル・キャピタルの醸成を促進する施策の推進に努めます。

### 基本施策

#### ① 包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活等に関する様々な関係機関や団体等の連携を推進し、包括的な支援体制の整備に努めます。

### 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
69	<b>【高齢者総合相談事業】</b> (再掲 N044) 高齢者に対し必要な支援を把握するため、初期段階から継続して相談支援を行い、包括的支援(自殺対策)に努めます。 (健康増進課)
70	<b>【地域包括支援センターの運営】</b> 地域の高齢者が抱える問題や情報等を把握し、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化に努めます。 (健康増進課)

### ②地域における要介護者に対する支援

かかりつけ医や他機関との連携による介護者、家族を含めた包括的な支援提供の入口として、介護職員による「見守り」「気づき」に努めます。

#### 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
71	<p><b>【地域リハビリテーション活動支援事業】</b></p> <p>介護サービス事業所や住民主体による通いの場にリハビリテーション専門職を派遣し、介護職員や通いの場のリーダーやお世話役等に対して、介護予防に資する技術的な助言や支援を行います。週1通いの場を増やす取組と併せて、住民主催による介護予防事業の推進を図り、活動を通じ、認知症やうつ等の症状や傾向が見られる高齢者を行政や関係機関につなげられるよう努めます。</p> <p style="text-align: right;">(健康増進課)</p>
72	<p><b>【民生委員活動支援事業】</b></p> <p>地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として、高齢者を訪問することにより、困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげ、問題解決の支援に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(福祉対策課)</p>

### ③高齢者の健康不安に対する支援

専門職員等が巡回による相談を行い、高齢者の自殺原因として最も多い健康問題について、支援に努めます。

#### 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
73	<p><b>【特定保健指導重症化予防訪問事業】</b></p> <p>特定保健指導や重症化予防訪問の対象者を訪問し、生活習慣病予防のために保健師、看護師、管理栄養士の専門職が健診結果等の説明や、生活指導等を実施しています。その中で、アルコール依存傾向にある方やメンタル面で気になる方については、専門の相談先を紹介しています。</p> <p style="text-align: right;">(健康増進課)</p>

#### ④社会参加の促進と孤独・孤立の予防

高齢者に多方面からアプローチを行うことで社会参加を促すとともに、孤独・孤立を予防し、相談できる環境づくりに努めます。

#### 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
74	<b>【老人クラブ活動費助成金】</b> 高齢者向けクラブ(地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)への活動費を助成し、孤独・孤立の予防に努めます。 <b>(福祉対策課)</b>

#### (3) 無職者・失業者対策

#### 基本的方向

無職者・失業者においては、経済的な問題以外に、傷病や障がい、人間関係等の問題を抱えている場合が多く、勤労世代の無職者の自殺死亡率は、有職者に比べ高いことから、無職者対策にも力を入れていきます。

#### 基本施策

##### ①失業者等に対する相談窓口等の充実

失業者に対して早期再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等の窓口においてきめ細やかな職業相談を実施する他、失業に直面した際に生じる心の悩み相談等、様々な生活上の問題に関する相談に対応し、行政等との緊密な連携を通して失業者への包括的な支援を推進します。

#### 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
75	<b>【生活困窮者支援事業】</b> <b>(再掲 N018)</b> 社会福祉協議会と連携し、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった生活困窮者に、生活に必要な食糧等を提供することで、対象者の自立を促し、円滑な社会生活が送れるよう支援します。 <b>(福祉対策課)</b>
76	<b>【ひきこもり相談】</b> ピアカウンセリングの一環として、ひきこもり者への支援体制を整備し、本人や家族等を支援するため、本人の自立を推進します。また、ひきこもり相談窓口の設置、精神科医等、スーパーバイザーの確保、アウトリーチ及び就労準備支援事業を実施します。 <b>(福祉対策課)</b>

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
77	<p><b>【こころの相談会】</b> (再掲 N033)</p> <p>相談を受け、見守りをし、必要な支援やサービスにつなげます。相談後のフォローに迅速に対応するため、また対象者の生活を見ることができるよう家庭訪問型の相談も実施します。</p> <p>(福祉対策課)</p>

#### (4) 生活困窮者対策

##### 基本的方向

「生活に困っている」や「仕事を探したいけどなかなか見つからない」、「家賃が払えず家を追い出されそう」等、相談窓口で受け付ける新規相談者の特性(抱える課題)は、経済的困窮、就職活動困難、病気、家族関係・家族の問題、住まい不安定、うつ・不眠・不安・依存症・適応障がい等のメンタルヘルスの課題、家計管理の課題、就職定着困難、多重加重債務、ホームレス、ニート、引きこもり等の社会的孤立等があり、相談者一人当たり概ね平均3～5個の複数課題を抱え生活困窮状態に陥っています。

このような複合的な課題を抱える生活困窮者の中には、自殺リスクをかかえる人が少なくない事実を踏まえ、自殺対策に係る関係機関等と緊密に連動し、効果的かつ効率的な支援を行います。

##### 基本施策

###### ①相談支援、人材育成の促進

生活困窮者に対する相談支援や、そのために必要となる人材の育成を推進します。

##### 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
78	<p><b>【生活困窮者支援事業】</b> (再掲 N018)</p> <p>社会福祉協議会と連携し、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった生活困窮者に、生活に必要な食糧等を提供することで、対象者の自立を促し、円滑な社会生活が送れるよう支援します。</p> <p>(福祉対策課)</p>
79	<p><b>【生活困窮者自立支援事業】</b> (再掲 N06)</p> <p>自殺リスクの高い生活困窮者の支援事業として、県・社会福祉協議会・関係機関と連携し、相談支援、就労支援、生活支援等、生活困窮から早期に脱却することを目的に、対象者一人ひとりの複合的な課題に合わせた適切な支援に努めます。</p> <p>(福祉対策課)</p>

## ②居場所づくりや生活支援の充実

地域でのパトロール、寄り添い型支援等で把握された自殺ハイリスク者に対して、居場所を提供するとともに、生活支援に努めます。

### 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
80	<b>【自殺企図者の一時保護活動ネットワーク】</b> 地域をパトロールし、自殺企図者の発見と保護活動に努めます。一時緊急避難所を借り受け、再出発するまでの間の支援を行うとともに、発見した際には、必要に応じて、専門機関へつなぎます。  <b>(福祉対策課)</b>

## (5) 勤務・経営対策

### 基本的方向

有職者の自殺の背景に勤務問題があるとは言い切れませんが、職場での人間関係や長時間労働、転勤や異動等の環境変化等、勤務上の問題をきっかけに退職や失業に至った結果、生活困窮や多重債務等の問題が付随的に発生し、最終的に自殺のリスクが高まるケースは少なくありません。

2016年経済センサス基礎調査によると、町内事業所の約9割は従業員20人未満の小規模事業所ですが、そうした小規模事業所では、従業員のメンタルヘルス対策が遅れているとも指摘されます。

このことから、勤務上の悩みを抱えた人が適切な相談先・支援先につながるよう、相談体制の強化や窓口情報の周知を図るとともに、そもそも自殺リスクを生まないような労働環境を整備することに努めます。

### 基本施策

#### ①職場におけるメンタルヘルス対策の推進

過労やパワハラ、職場の人間関係上のトラブル等、各種勤務問題にまつわる自殺リスクの低減に向けて、労働者や経営者を対象とした各種事業を展開します。

### 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
81	<b>【職員ストレスチェック事業】</b> (再掲 N014) 労働安全衛生法に基づき、職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図ります。  <b>(総務課)</b> <b>(教育総務課)</b>



NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
82	<p><b>【健康経営の推進】</b>            従業員の健康増進を重視し、健康管理を経営課題として捉え、その実践を図ることで従業員の健康の維持・増進と会社の生産性向上を目指す「健康経営」を保健所と連携して推進していきます。</p> <p style="text-align: right;">(健康増進課) (商工観光課)</p>
83	<p><b>【自営業者の相談窓口】</b>            ハラスメントアンケートの実施や定期的なモニタリングを行います。職域におけるハラスメント防止対策の促進を支援します。</p> <p style="text-align: right;">(商工観光課)</p>

## ②健康経営に資する取組を推進する

労働者一人ひとりが心身共に健康で、やりがいを持って働き続けることのできる職場環境づくりを積極的に推進し、非正規雇用等勤務問題による自殺のリスクを生み出さないための労働環境を整えていきます。

### 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
84	<p><b>【経営支援相談会の開催】</b>            商工会議所と連携した経営者支援セミナーや、中小企業経営基盤強化事業の実施等を行う中で、セミナーを開催し、自殺対策（生きることの包括的支援）に関連する講演の機会を設けることで、経営者に健康管理の必要性と重要性を知る機会をつくり、自殺対策の推進に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(商工観光課)</p>

## (6) 自殺手段対策

### 基本的方向

自殺の社会的要因の解決に向けてサポートする体制づくりに取り組みます。

自殺の多発場所における安全確保の徹底や、鉄道駅におけるホームドア・ホーム柵の整備の促進等を図ります。また、販売事業者や町民等に対して、危険な薬品の譲渡規制を遵守するよう周知の徹底を図ります。

第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介する等の情報等への対応のあり方について、正しい情報の整理を図る等の対策を推進します。

## 基本施策

### ①危険な場所、薬品等の規制等

自殺の多発場所及び自殺の多発地域では、自殺手段に一定の規則性があります。その対策として、地域住民の見回りや啓発のための看板を自殺多発場所に設置することや薬品に啓発用のステッカーを貼る等、自殺手段の抑制等に努めます。

## 取組事業

NO	【事業名】/事業概要/(担当課等)
85	<b>【地域見回り事業】</b> 自殺（未遂含む）があったハイリスク地（飛び降り、海辺等）では、自殺件数が増加する傾向にあることから、見回りを強化し、自殺企図者がいた場合には、専門機関につなぐ等、対応に努めます。 <p style="text-align: right;">（福祉対策課）</p>
86	<b>【行方不明事案業務】</b> 自殺するおそれのある行方不明事案を認知した場合は、警察署の要請により、消防団の協力体制を得て行方不明者の生命・身体の保護を図るための発見活動を迅速かつ適切に推進します。 <p style="text-align: right;">（総務課）</p>
87	<b>【柵等の設置による飛び降り、飛び込み防止】</b> 自殺の多い場所付近に柵を設置する等、飛び降り自殺防止に努めます。 <p style="text-align: right;">（都市建設課）</p>
88	<b>【自殺念慮者への援助】</b> 自殺地は場所が同じことやロケーションが似ていることから、そういった場所を訪れた自殺念慮者に対して、援助を求めるように促す看板を設置します。 <p style="text-align: right;">（福祉対策課） （都市建設課）</p>
89	<b>【地域の連帯体制の整備】</b> 検死や救急出動を行っている警察や消防、関係者と連絡を取り、自殺の多発場所を正確に把握します。 <p style="text-align: right;">（福祉対策課）</p>
90	<b>【農薬の回収システムの構築及び農薬の取り扱い研修】</b> 農家等を対象に、農作業に関わらない家族等が農薬を入手できないように管理・保管することを含め、農薬の安全な取り扱い等に関する研修を実施し、自殺手段の抑制に努めます。 <p style="text-align: right;">（農林水産課）</p>

## 第6章 自殺対策の推進体制等

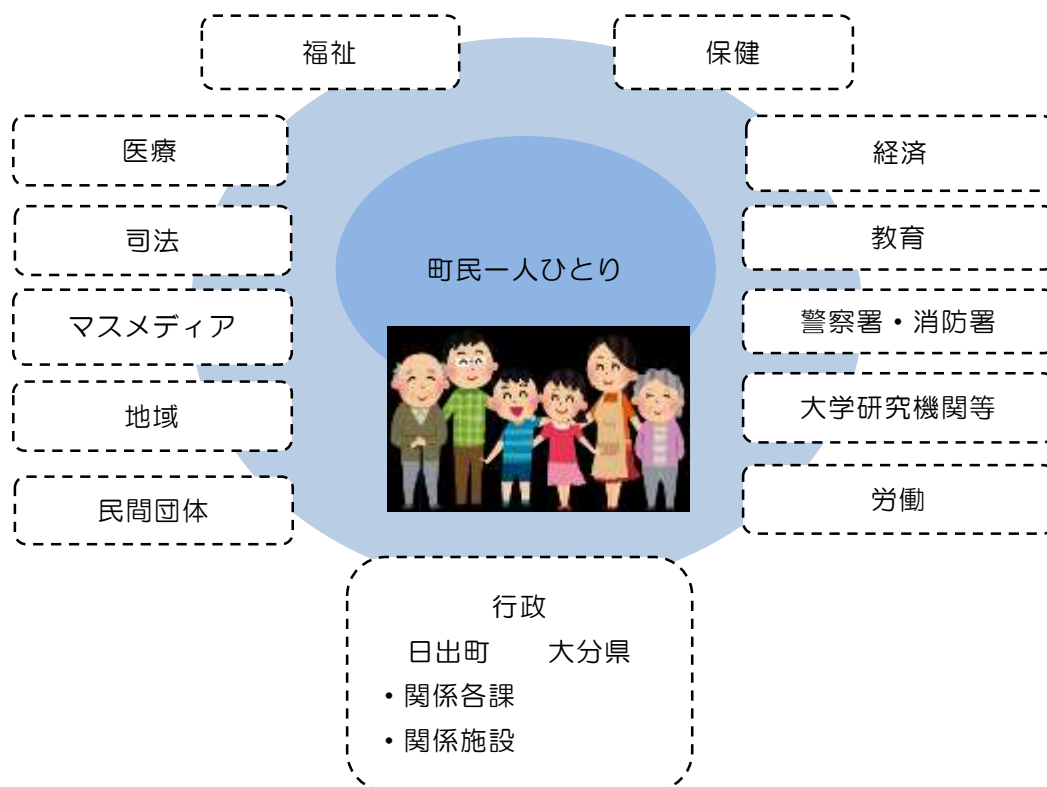
### 1. 自殺対策の推進体制（計画の推進主体と連携の強化）

自殺対策は、本計画で挙げた取組事業を基本として、その前段階となる取組やその事業の後に取り組む事業等から構成される、「隙間のない支援」が根底にあります。

そのため、日出町自殺対策計画は、保健・医療・福祉、教育、労働・経済、司法をはじめ、生きがいつくりと社会参加、生活環境等幅広い分野にわたっていることから、庁内担当部署の相互協力により、計画の推進が図れるよう連携体制の強化に努めるとともに、医療機関だけでなく、民生・児童委員、ボランティア等、地域で活動する関係機関と協働で自殺対策を推進する体制づくりに努めます。

このような取組を通して、「我が事・丸ごと」地域共生社会づくりの取組や、生活困窮者自立支援制度等と一体となったネットワークの構築に努めます。

#### ■ 自殺対策の推進体制イメージ ■

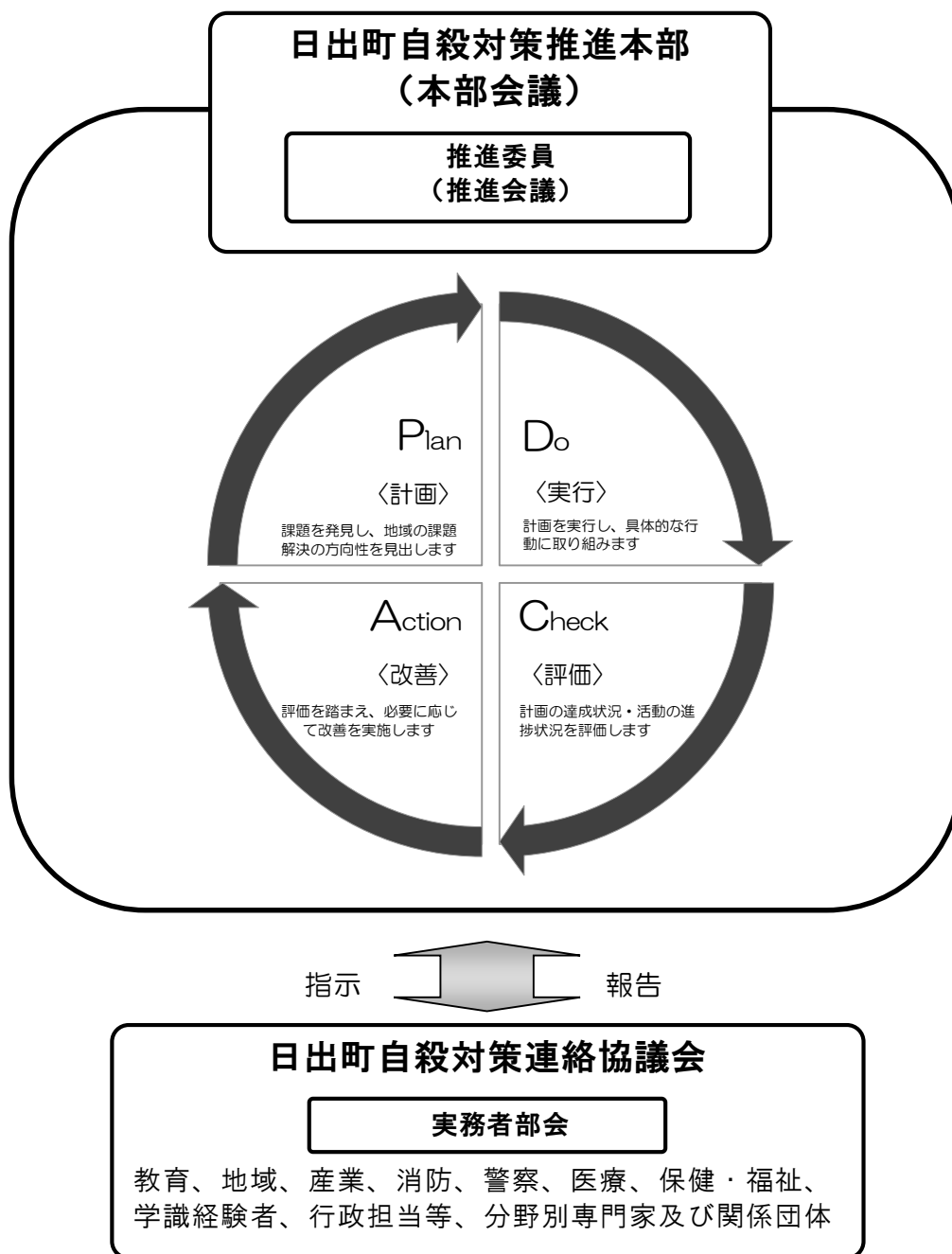


## 2. PDCAマネジメントの仕組み

本計画の進捗管理については、「日出町自殺対策推進本部（本部会議）」及び「推進委員（推進会議）」が中心となり、進捗状況の評価や検証を行い、必要に応じて、改善や見直しを行う等、PDCAサイクルによる進捗管理を行います。

また、本計画の策定を行った教育、地域、産業、消防、警察、医療、保健・福祉、学識経験者、行政担当等で構成される「日出町自殺対策連絡協議会」及び「日出町自殺対策連絡協議会実務者部会」は本町の状況を適切に評価し、必要な対策を迅速に進めていくよう協議を行います。

### ■「日出町自殺対策計画」進捗管理の流れ■



## 参考資料

### 1 日出町自殺対策連絡協議会設置要綱

日出町告示第77号

日出町自殺対策連絡協議会設置要綱を次のように定める。

平成29年6月29日

日出町長 本 田 博 文

日出町自殺対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、関係機関及び団体が連携し、総合的かつ効果的な自殺対策を協議し、推進するため、日出町自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項を所掌する。

- (1) 自殺防止対策に関する情報の収集、整理及び分析に関すること。
- (2) 自殺防止対策の普及啓発に関すること。
- (3) 医療、保健、福祉等の関係機関及び関係団体相互の連携に関すること。
- (4) 自殺対策計画に関すること。
- (5) その他自殺対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる学識経験者並びに関係機関及び団体から推薦された者とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 会議に出席した者は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(実務者部会)

第8条 日出町の自殺対策計画の具体的な推進方法を検討するために協議会に実務者部会(以下「部会」という。)を設置することができる。

2 部会について必要な事項については、別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉対策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

選任区分	委員
学識経験者	県立看護科学大学
医療	速見郡杵築市医師会
産業	日出町商工会
	べっぷ日出農業協同組合
警察	杵築日出警察署
救急	杵築速見消防組合
教育	日出町教育委員会
	日出町小中学校校長会
	大分県立日出総合高等学校
保健・福祉	大分県東部保健所
	大分県東部保健所地域福祉室
	社会福祉法人日出町社会福祉協議会
	日出町委託相談支援事業所
	日出町介護支援専門員協議会
地域	日出町区長会
	日出町民生委員児童委員協議会
	日出町健康づくり推進協議会
	日出ひので会家族会

## 2 日出町自殺対策連絡協議会委員名簿

選任区分	所属機関及び団体	職名	氏名
学識経験者	県立看護科学大学	教授	影山 隆之
医療	速見郡杵築市医師会	会員	大畑 政代
産業	日出町商工会	事務局長	小玉 満大
	べっぴ日出農業協同組合	営農企画課長	山岡 徳規
警察	杵築日出警察署	生活安全課長	西岡 恵之助
救急	杵築速見消防組合	日出消防署長	笠置 基資
教育	日出町教育委員会	教育委員	利光 弘文
	日出町小中学校校長会	日出中学校長	清家 健志
	大分県立日出総合高等学校	校長	廣田 陽一
保健・福祉	大分県東部保健所	参事兼 地域保健課長	力徳 広子
	大分県東部保健所地域福祉室	室長	溝口 光一
	社会福祉法人日出町社会福祉協議会	事務局長	高倉 伸介
	日出町委託相談支援事業所	ほほえみ	小野 計
	日出町介護支援専門員協議会	会長	平井 裕見子
地域	日出町区長会	会長	土井 功
	日出町民生委員児童委員協議会	大神地区会長	久保田 昭仁
	日出町健康づくり推進協議会	会長	細川 礼三
	日出ひので会家族会	会長	藤波 志郎

### 3 自殺対策連絡協議会実務者部会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、日出町自殺対策連絡協議会実務者部会（以下「部会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この部会は、日出町の自殺対策計画の具体的な推進方法を検討するために設置する。

(所掌事務)

第3条 部会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を自殺対策連絡協議会に報告するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) その他必要と認められること。

(構成員等)

第4条 部会は、別表に掲げる者を構成員とする。

2 委員は、学識経験者並びに自殺対策連絡協議会委員が所属する関係機関及び団体から推薦された者及び行政の関係課から推薦を受けた者とする。

3 部会の進行は、事務局である日出町役場福祉対策課が務めるものとする。

4 構成員が必要と認めるときは、部会に別表に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、日出町役場福祉対策課が行う。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会で定める。

附則

この要項は、平成29年11月27日から実施する。



#### 4 自殺対策連絡協議会実務者部会委員名簿

分野	所属機関及び団体	職種	氏名
教育	日出町教育委員会	スクールソーシャルワーカー	今尾 顕太郎
	日出町小中学校 代表	地域不登校防止推進教員	大久保 有利恵
	日出総合高等学校	生徒支援主任	大塚 晴美
		生徒指導副主任	安部 亨
		養護教諭	佐藤 陽
地域	日出町区長会	会長	土井 功
	日出町児童委員	主任児童委員	大瀬 比呂子
	日出町健康づくり推進協議会	会長	細川 礼三
	日出町民生委員	大神地区会長	久保田 昭仁
産業	日出町商工会	事務局長	小玉 満大
	べっぴ日出農業協同組合	健診担当	村田 寿美
消防	杵築速見消防組合 日出消防署	署長	笠置 基資
警察	杵築日出警察署 生活安全課	生活安全係長	安部 武彦
保健 ・ 福祉	大分県東部保健所 精神保健担当	保健師	隅 千里
	大分県東部保健所地域福祉室	室長補佐	安部 知二
	日出町介護支援専門員協議会	会長	平井 裕見子
	大分県溪泉寮 地域係	主幹兼地域係長	久保田 美樹子
	委託相談支援事業所 ほほえみ	相談支援専門員	小野 計
	日出町社会福祉協議会	生活支援・相談課長	小野 雄一朗
学識 経験者	臨床心理士 (こころの相談会担当者)	臨床心理士	後藤 喜美
行政	健康増進課 長寿健康係	保健師	杉田 久美
	日出町包括支援センター	保健師	後藤 佳代
	子育て支援課 母子保健係	保健師	河野 三紀子

## 5 日出町自殺対策推進本部設置規程

日出町訓令第 10号

本 庁  
出先機関

日出町自殺対策推進本部設置規程を次のように定める。

平成30年10月29日

日出町長 本田 博文

日出町自殺対策推進本部設置規程

(設置)

第1条 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第3条第2項の規定に基づき本町における自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、日出町自殺対策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する施策の調整及び推進に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には副町長を、本部員には別表に掲げる職員をもって充てる。

(本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部の会務を総理し、推進本部を代表する。

2 本部長に事故があるとき又は欠けたときは、福祉対策課長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議(以下「本部会議」という。)は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に本部会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(推進委員)

第6条 第2条の所掌事務の円滑な遂行及び自殺対策の具体的な施策の実行のため、推進本部に推進委員を置く。

2 推進委員は、各所属の課長補佐又はこれに相当する職にある者をもって充てる。

3 推進委員の会議(以下「推進会議」という。)は、福祉対策課長が招集し、その議長となる。

4 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、福祉対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年11月1日から施行する。

別表 本部員（第3条関係）

総務課長
財政課長
政策推進課長
契約検査室長
税務課長
住民課長
福祉対策課長
子育て支援課長
健康増進課長
生活環境課長
商工観光課長
農林水産課長
都市建設課長
上下水道課長
会計課長
議会事務局長
監査委員事務局長
農業委員会事務局長
教育委員会教育総務課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会生涯学習課長
教育委員会文化振興室長
学校給食センター所長
中央公民館長
町立図書館長

## 6 日出町自殺対策推進本部本部員名簿

本部長

副町長	目代 憲夫
-----	-------

本部員

部署	氏名
総務課長	藤本 英示
財政課長	白水 順一
政策推進課長	木付 達朗
契約検査室長	宇都宮 正徳
税務課長	岡野 修二
住民課長	堀 雅之
福祉対策課長	阿部 孝
子育て支援課長	佐藤 久美子
健康増進課長	利光 隆男
生活環境課長	岩尾 修一
商工観光課長	藤原 寛
農林水産課長	今宮 明
都市建設課長	松本 義明
上下水道課長	後藤 英樹
会計課長	土谷 美香子
議会事務局長	井川 功一
監査委員事務局長	西村 浩明
農業委員会事務局長	今宮 明
教育委員会教育総務課長	帯刀 志朗
教育委員会学校教育課長	小田 雅章
教育委員会生涯学習課長	安田 加津浩
教育委員会文化振興室長	工藤 智弘
学校給食センター所長	一丸 博文
中央公民館長	安田 加津浩
町立図書館長	河野 一利

## 7 日出町自殺対策推進本部推進委員名簿

部署	職名	氏名
総務課	課長補佐	河野 匡位
財政課	課長補佐	梶原 新三
政策推進課	課長補佐兼広報広聴係長	古屋 秀一郎
契約検査室	次長兼契約係長	佐藤 小百合
税務課	課長補佐兼収納係長	安田 恵
住民課	課長補佐兼人権推進係長	藤本 周司
福祉対策課	課長補佐兼保健福祉センター次長	伊豆田 政克
子育て支援課	課長補佐兼子育て支援係長	後藤 良彦
健康増進課	課長補佐	波津久 誠
生活環境課	課長補佐兼生活環境係長	土居 浩二
商工観光課	課長補佐兼観光係長	宇都宮 博
農林水産課	課長補佐兼耕地林業係長	阿南 次郎
都市建設課	課長補佐	中山 雅広
上下水道課	課長補佐	井上 進
会計課	課長補佐	大川 英徳
議会事務局	議会事務局次長兼 庶務係長兼議事係長	工藤 明美
監査委員事務局		
教育総務課	主幹兼企画管理係長	後藤 将児
学校教育課	指導主事	西村 陽子
生涯学習課	課長補佐兼文化・ スポーツ振興係長	河野 英樹
中央公民館		
文化振興室	文化財係長	中尾 征司
学校給食センター	学校給食センター係長	森内 祐二
町立図書館	管理指導係長兼 奉仕資料係長	松本 武士

## 8 策定の経過

年度	月日	会議等	議事
29	平成29年11月 9日	第1回 日出町自殺対策連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付式</li> <li>・日出町自殺対策連絡協議会設置要綱</li> <li>・日出町の自殺対策事業について</li> </ul>
	平成30年 1月26日	第1回 日出町自殺対策連絡協議会 実務者部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基調講義 「地域ですすめる自殺対策について」 講師：大分県立看護科学大学 教授 影山 隆之 氏</li> <li>・日出町自殺対策連絡協議会実務者 部会設置要項</li> </ul>
	平成30年 3月26日	第2回 日出町自殺対策連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回自殺対策実務者会議報告について</li> <li>・自殺対策計画策定スケジュールについて</li> <li>・関係機関への取り組み調査について</li> </ul>
30	平成30年 9月20日 9月21日	第2回 日出町自殺対策連絡協議会 実務者部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの経緯、日出町自殺対策事業に ついて</li> <li>・ヒアリング及び意見交換</li> </ul>
	平成30年11月30日	第1回 日出町自殺対策推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進本部設置について</li> <li>・日出町自殺対策事業について</li> </ul>
	平成30年12月19日	第3回 日出町自殺対策連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策推進体制について</li> <li>・日出町自殺対策計画素案検討</li> </ul>
	平成31年 1月29日	第3回 日出町自殺対策連絡協議会 実務者部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告及び事業計画</li> <li>・日出町自殺対策計画素案検討</li> </ul>
	平成31年 2月 4日	第4回 日出町自殺対策連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日出町自殺対策計画素案検討</li> </ul>
	平成31年 2月12日まで	パブリックコメント	
	平成31年 2月14日	第2回 日出町自殺対策推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日出町自殺対策計画素案検討</li> </ul>

日出町自殺対策計画

～みんなで守ろう 大切ないのち～

平成31年3月発行

[発行者] 日出町

[編集] 日出町役場 福祉対策課 障害福祉係

〒879-1592 大分県速見郡日出町 2974-1

TEL 0977-73-3126 FAX 0977-73-2833